

播磨町

人権尊重のまちづくり

推進計画

HARIMA

令和8(2026)年3月
播磨町

はじめに

本町では、平成元（1989）年4月に、人権尊重を基調とした「共に生きよう ふれあいのまち」宣言を行い、その精神のもと、町民の皆様とともに人権意識の高揚に取り組んでまいりました。

しかしながら、私たちの暮らしの中には、今なお、様々な人権侵害や差別が存在しているほか、社会情勢や生活様式の変化に伴い、インターネット上での誹謗中傷や偏見、感染症による差別等、新たな人権課題も顕在化しています。



こうした状況の中、本町では、令和7（2025）年4月に「播磨町人権尊重のまちづくり条例」を施行し、町民や事業者、関係団体等の皆様と行政が連携しながら、「あらゆる人権侵害を許さない」と改めて宣言するとともに、誰もがぬくもりを感じ、心が通い合うまちづくりの推進を掲げました。

このたび、この条例の効果的な推進を重点施策とし、令和12（2030）年度までの5年間で計画期間とする「播磨町人権尊重のまちづくり推進計画」を策定しました。今後は、本計画に基づき、計画に掲げる将来像「差別や偏見をなくし、全ての人の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる播磨町の実現」のため、本町の様々な施策に人権尊重の理念を浸透させるべく、町政を進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました播磨町人権尊重まちづくり検討委員会及び播磨町人権委員会の皆様をはじめ、住民意識調査等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様、ご協力をいただきました関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和8（2026）年3月

播磨町長

佐伯謙作

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の基本的事項.....	2
(1) 計画の位置づけ.....	2
(2) 計画の期間.....	2
(3) 本計画の推進とSDGs.....	3
3 計画策定の背景.....	4
(1) 国際的な動向.....	4
(2) 国内の動向.....	5
(3) 本町の取組.....	6
4 本町の現状と課題.....	8
(1) 各種統計からみた現状.....	8
(2) 住民アンケートの主な結果.....	10
(3) 職員アンケートの主な結果.....	15
(4) 各種調査からみた本町の課題.....	16
第2章 計画の基本的な考え方.....	17
1 目指す将来像.....	17
2 基本方針.....	18
(1) 分野横断的な施策の推進.....	18
(2) 様々な人権課題についての取組の推進.....	18
3 播磨町人権尊重のまちづくり条例の効果的な推進【重点施策】.....	19
(1) 人権尊重条例の周知・情報発信.....	19
(2) 不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実.....	19
(3) 協働による人権尊重のまちづくりの意識と機運の醸成.....	20
4 計画の体系.....	21
第3章 分野別施策の推進.....	22
1 分野横断的な施策の推進.....	22
(1) 人権教育の推進.....	22
(2) 人権啓発の推進と学習機会の提供.....	23
(3) 人権相談・支援体制の充実.....	24
(4) 関係機関・関係団体との協働.....	26
(5) インターネット上の人権侵害に対する取組.....	27
2 様々な人権課題についての取組の推進.....	29
(1) ジェンダー平等.....	29

(2) こども.....	31
(3) 高齢者.....	33
(4) 障がい者.....	35
(5) 部落差別（同和問題）.....	37
(6) 外国人.....	39
(7) 感染症の患者等.....	41
(8) 性的マイノリティの人々.....	43
(9) その他の人権課題.....	44
第4章 計画の推進.....	46
1 計画の推進体制.....	46
2 町民等・事業者・関係団体・行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進.....	47
3 計画の進捗評価.....	48
4 本計画に基づいて実施する主な事業.....	50
資料編.....	55

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、基本的人権の享有が保障されなければなりません。基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念を貫く人類普遍の原理となっています。

播磨町（以下、「本町」と言う。）では、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、「播磨町人権尊重のまちづくり条例（以下、「人権尊重条例」と言う。）」を制定しました。同条例では、人権尊重のまちづくりについて基本理念を定め、本町の責務とともに、町民等、事業者及び関係団体の責務を示しています。同時に、不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実を図るための具体的な取組について定めています。また、第8条において、「町長は、人権施策を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。」と規定し、人権施策を具体的かつ計画的に推進するための計画策定を本町に義務づけています。

令和7（2025）年4月の人権尊重条例の施行を受け、人権尊重のまちづくりを推進していくための計画として、ここに「播磨町人権尊重のまちづくり推進計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

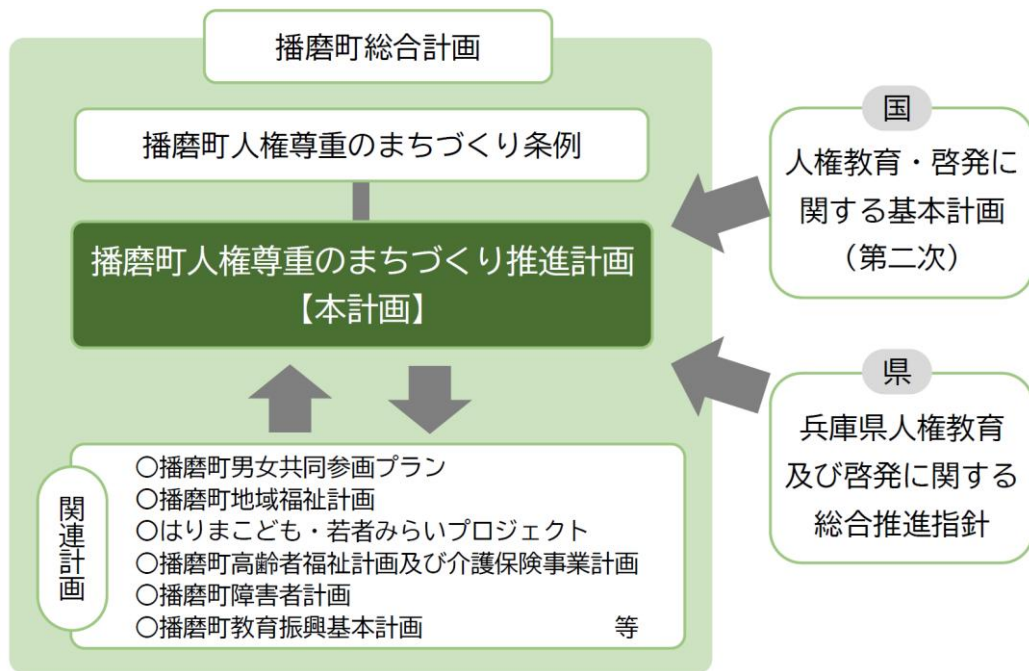


2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、人権尊重条例第8条に基づく「人権施策を推進するための計画」として位置づけられます。

策定にあたっては、令和7（2025）年6月に閣議決定された、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」、平成28（2016）年3月に改定された「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を勘案しています。また、本町の最上位計画であり、「いいとこいっぱい！ 笑顔いっぱい！ みんなでつくる ふるさと はりま」を目指す将来像とする「播磨町総合計画」、及び「播磨町男女共同参画プラン」「播磨町地域福祉計画」「はりまこども・若者みらいプロジェクト」「播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」「播磨町障害者計画」「播磨町教育振興基本計画」等の人権・福祉分野の関連計画との連携・整合を図っています。



(2) 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や人権を取り巻く環境の変化に応じ、必要に応じて見直しを行うこととします。

(3) 本計画の推進とSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、環境の保全、経済の発展、全ての人の権利の尊重の3要素のバランスを取りながら、将来にわたって持続可能な社会を実現するための国際的な目標です。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択され、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

本町では、第5次播磨町総合計画において、人口減少対策とともに、SDGsの取組を総合的に推進することにより、持続可能な播磨町の実現を目指しています。「誰一人取り残さない (leave no one behind)」社会の実現を目指すSDGsの理念は、人権尊重条例の基本理念とも重なるところが多く、17のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に関連の深いテーマとなっています。

本計画に基づく施策・事業においても、これらの目指す方向性を同じくするSDGsの理念及び内容を踏まえながら、取組を推進していくものとします。



3 計画策定の背景

(1) 国際的な動向

国連においては、「人権教育のための国連10年（平成7（1995）年～平成16（2004）年）」の終了に伴い、平成16（2004）年12月に「人権教育のための世界計画」を実施することが決定されました。同世界計画は、終了期限を設けず、5年ごとのフェーズ及び行動計画を策定することとなっており、現在は、こどもと若者に焦点を当てた第5フェーズ（令和7（2025）年～令和11（2029）年）が展開されています。

また、企業活動が社会や人権に与える影響について関心が高まり、企業活動における人権の尊重を求める声が高まる中、平成23（2011）年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されました。また、経済協力開発機構（OECD）による「多国籍企業行動指針」の平成23（2011）年改訂、国際労働機関（ILO）による「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の平成29（2017）年改定に際しても、企業の人権尊重責任が盛り込まれています。こうした国際潮流を受けて、国においても令和2（2020）年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（令和2（2020）年～令和7（2025）年）」、令和4（2022）年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しています。

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、令和12（2030）年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてのSDGsは、人権課題と深くかかわる17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをうたっています。我が国においても平成28（2016）年に総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置されるなど、政府・自治体における推進の取組が進められています。

さらに近年の動向として、同性婚の合法化が進むとともに、性的指向や性自認に基づく差別撤廃が国際的な課題となっています。また、差別禁止法の整備が進み、企業や学校においても、ダイバーシティ[※]の尊重とインクルージョン[※]の推進が求められています。他方、AI（人工知能）の発展に伴い、差別やプライバシー侵害への懸念が高まり、EU（欧州連合）を中心に規制やガイドラインの整備が進んでいます。また、AI倫理やデジタル人権の観点から、AI活用を推進する過程における透明性の確保や人権尊重が求められています。

※ダイバーシティ

「多様性」を意味する言葉で、年齢・性のあり方、障がいの有無、生まれ育った環境や文化等、人には様々な違いがあり、一人ひとりの権利が守られるためには、それらの違いが互いに尊重される必要があるという考え方のもと、用いられます。

※インクルージョン

「包摂」または「包含」を意味する言葉で、全ての人々が、様々な違いによって孤立したり排除されたりすることなく、社会の一員として共に包み支え合う考え方を示すものです。

(2) 国内の動向

人権をめぐる国内の社会経済情勢の変化をみると、まずは国際化のさらなる進展があげられます。令和7（2025）年6月末の我が国の在留外国人数は395万6,619人と過去最高を記録しました。国においては、令和4（2022）年6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、目指すべきビジョンの一つとして、「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」を掲げ、各種取組を進めています。

情報化の進展も近年の顕著な変化であり、スマートフォンの普及やSNS^{*}の発達により、誰もが情報を瞬時に日本全国のみならず世界に向けて発信することが可能となっています。このような情報化社会は、人々の生活を豊かにしている一方、ひとたびインターネット上で人権侵害が行われると、情報が瞬く間に拡散し、インターネット上に残存して削除が極めて困難になるといった特徴があります。また、様々なマイノリティの人々を対象としたインターネット上の誹謗中傷事案が生じており、インターネット上の人権侵害は、各人権課題に横断的に関わるテーマとなっています。

法制度に関する分野では、令和3（2021）年に「障害者差別解消法^{*}」が改正され、合理的配慮の提供義務が民間事業者にも拡大されています。また、令和5（2023）年6月には、「LGBT^{*}理解増進法^{*}」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進が図られています。

また、令和5（2023）年4月に施行された「こども基本法」、令和6（2024）年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、福祉分野における施策の充実が図られているのみならず、施策・事業の決定過程における当事者参加の必要性がうたわれるなど、権利保障の一環としての当事者参加という考え方が広がっています。

こうした中、国においては令和7（2025）年6月に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」が閣議決定され、人権教育・啓発施策のさらなる充実が図られています。第一次計画からの変更点として、「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理するとともに、「ヘイトスピーチ」「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加する等があります。

※SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のことで、インターネット上で個人が知り合ったり交流したりすることのできる仕組みです。

※障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

※LGBT

レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：両性愛者）、トランスジェンダー（T：自らの性自認について、生まれた時に割り当てられた性別とは異なる認識を持つ人）の頭文字をとり、性的マイノリティの人々を総称する用語として用いられています。実際には、性のあり方はこの4つに限られず、様々であることから、クィア（Q：規範的な性のあり方ではないこと）を加えてLGBTQ、さらに多様な在り方があることを示す+を加えてLGBTQ+と表現されることもあります。

※LGBT理解増進法

正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」。

(3) 本町の取組

本町においては、平成元（1989）年4月に人権尊重を基調とした「共に生きよう ふれあいのまち」宣言を行い、その精神を踏まえ、各種取組を展開してきました。近年では、播磨町総合計画の基本政策の一つである「多様な個性と夢をみんなで作るふるさと」の実現に向け、「播磨町教育振興基本計画」を策定し、同計画のもと、「播磨町いじめ防止対策推進条例」を施行しました。また、外国人人口の増加を踏まえた多文化共生の取組や、「播磨町男女共同参画プラン」の策定、パートナーシップ制度の導入等、幅広い施策の充実を図ってきました。

しかし、依然として人権侵害及び差別が存在していること、時代の変化に伴い、インターネットを利用した誹謗中傷、性的少数者等への不当な差別、感染症への偏見、その他の新たな人権課題が生じていること等を背景として、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下で、「あらゆる人権侵害を許さない」と改めて宣言するとともに、誰もがぬくもりを感じ、心が通い合うまちづくりを目指し、令和7（2025）年4月に「播磨町人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。

同条例では、人権尊重のまちづくりについての基本理念を定め、本町の責務とともに、町民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにしています。また、不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実を図るための取組として、相談体制の整備を推進するとともに、町民等からの申立てを受けて、必要に応じて助言やあっせん、勧告、声明を行うことを規定しており、差別・偏見の解消のために本町が積極的に行動することを示すものとなっています。

加えて、令和7（2025）年12月に、こどもの権利をしっかりと守るまちづくりを進めるため、こどもの意見を取り入れた「播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例」を制定し、こどもを含め、全ての人の権利が尊重されるまちづくりを推進しています。



「共に生きよう ふれあいのまち」宣言モニュメント

■本町の人権にかかわる宣言・条例・計画等

年	名称等
平成元（1989）年	「共に生きよう ふれあいのまち」宣言
令和3（2021）年	第5次播磨町総合計画（令和3年～令和12年度）
令和4（2022）年	播磨町教育振興基本計画（第3期）（令和4年～令和8年度）
令和5（2023）年	播磨町いじめ防止対策推進条例施行
令和5（2023）年	播磨町男女共同参画プラン（第3期）（令和5年～令和14年度）
令和6（2024）年	播磨町高齢者福祉計画（第10次）及び介護保険事業計画（第9期）（令和6年度～令和8年度）
令和6（2024）年	第3次はりま健康プラン（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）（令和6年度～令和11年度）
令和6（2024）年	第1期播磨町地域福祉計画（播磨町成年後見制度利用促進基本計画・播磨町再犯防止推進計画を包含）（令和6年度～令和10年度）
令和6（2024）年	第4期播磨町障害者計画（令和6年度～令和11年度）
令和6（2024）年	播磨町パートナーシップ制度導入
令和7（2025）年	はりまこども・若者みらいプロジェクト（播磨町こども計画）（令和7年度～令和11年度）
令和7（2025）年	播磨町人権尊重のまちづくり条例施行
令和8（2026）年	播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例施行



こどもの権利条例チラシ

4 本町の現状と課題

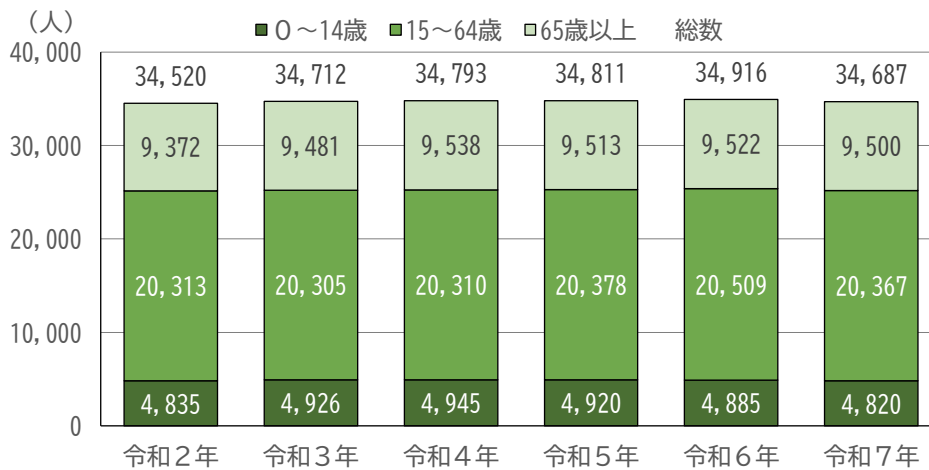
(1) 各種統計からみた現状

本町の総人口は、ほぼ横ばい傾向となっておりますが、14歳以下のこどもの人口は令和4(2022)年をピークに減少に転じており、若い年齢区分ほど人口が少なくなっていることから、将来的なこども人口は、さらなる減少が見込まれます。一方、65歳以上の高齢者人口は、生活に支援を必要とする人が多くなるといわれる85歳以上人口が増加しています。

外国人人口は、令和4(2022)年以降増加しており、総人口に占める割合も増加傾向となっております。

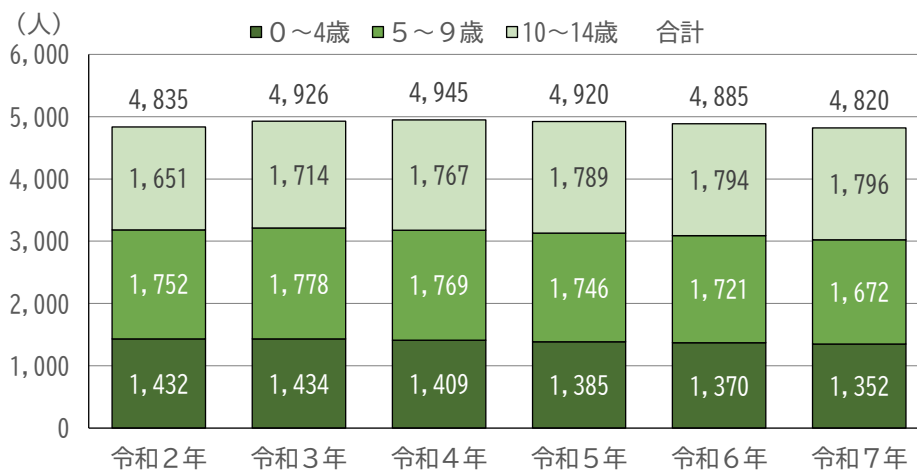
障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳については横ばいですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については、福祉サービスの整備を背景として増加傾向となっております。

■総人口の推移



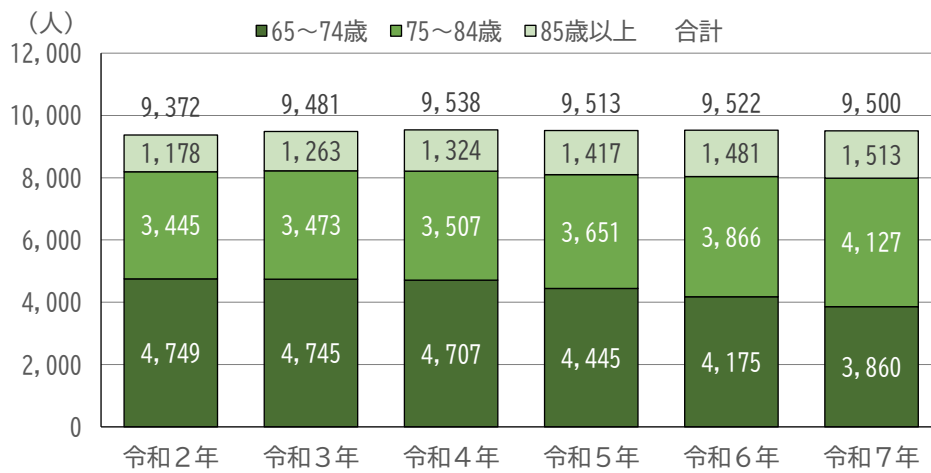
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）

■こども（14歳以下）人口の推移



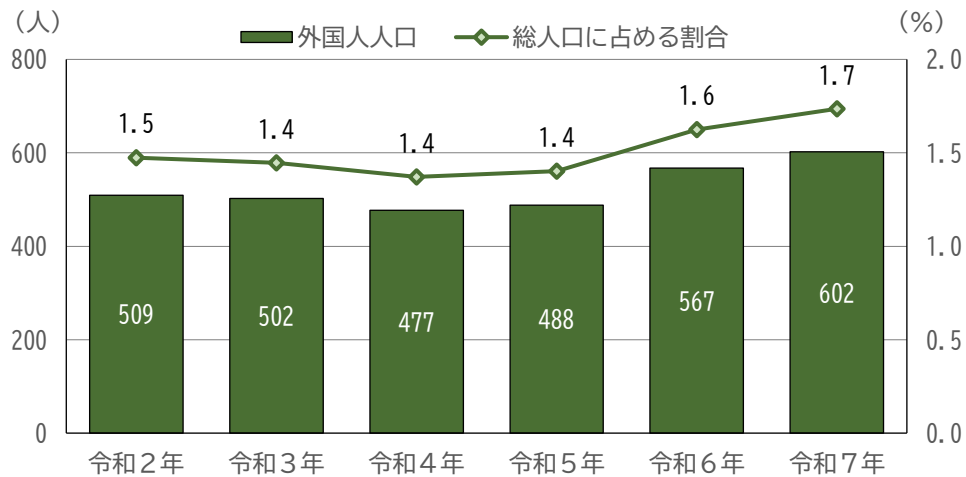
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）

■高齢者（65歳以上）人口の推移



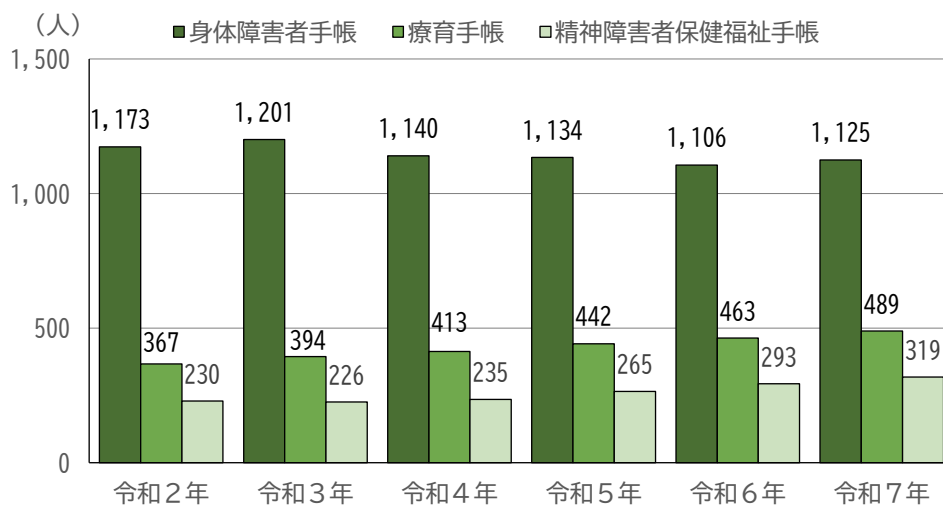
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）

■外国人人口の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日時点）

■障害者手帳所持者数の推移



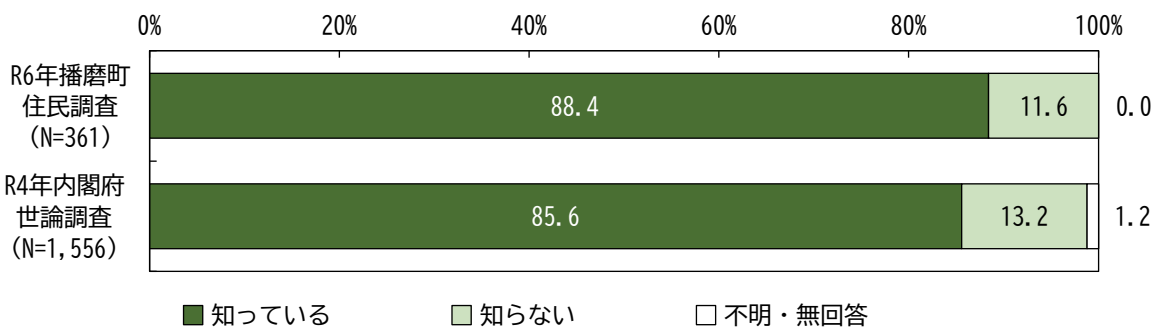
資料：播磨町「令和6年度実績及びサービス利用状況」

(2) 住民アンケートの主な結果

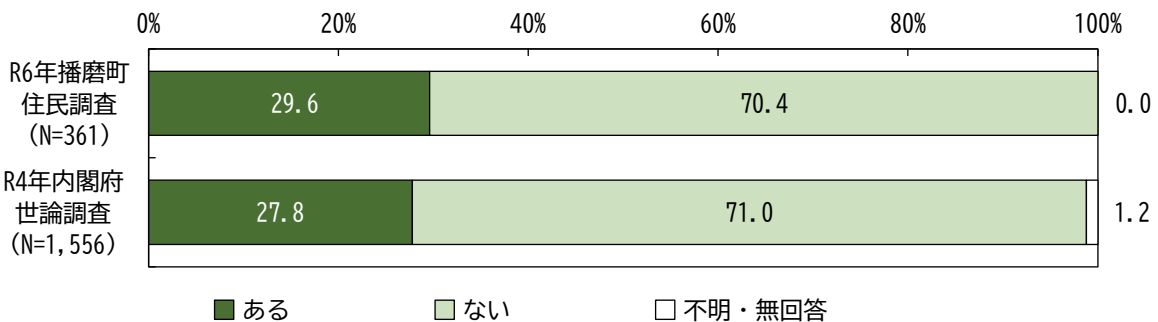
本町では、人権尊重条例の制定及び推進計画の策定に向けた基礎資料とするため、令和6（2024）年9月に「人権に関する住民意識調査」を実施しました。その主な結果を以下に抜粋します。

人権にかかわる認識については、内閣府が令和4（2022）年に実施した世論調査と、ほぼ同様の結果となっていますが、ここ5～6年の間の人権侵害の状況については、本町の住民のほうが「多くなってきた」という回答が少なくなっています。

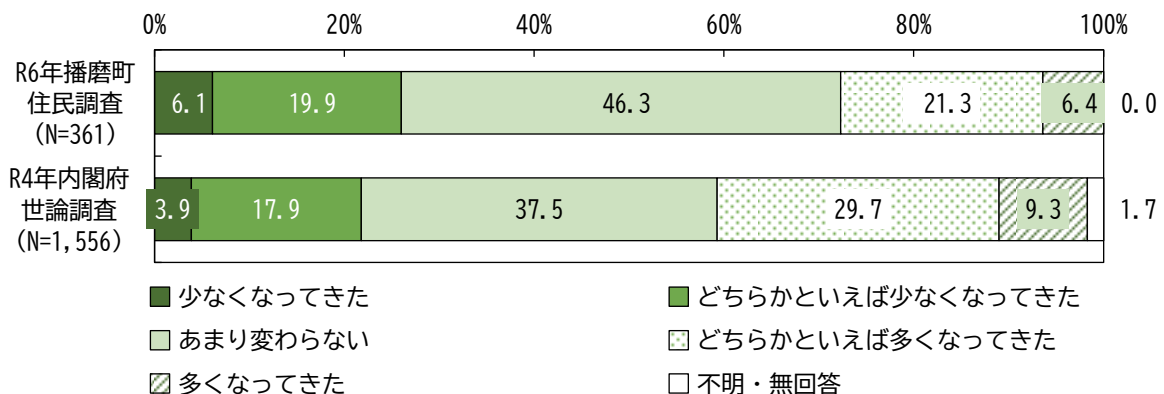
■あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。



■あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。



■あなたは、日本において、ここ5～6年の間に、人権侵害の状況はどのように変わってきたと感じますか



人権を侵害されたと思った場合については、男性が仕事に関する場面での回答が多いこと、セクシュアル・ハラスメントが女性のみでの回答となっていることなど、性別による差がみられます。

また、人権を侵害された場合にどのように対応しようと思うかについては、内閣府の世論調査と同様に、男性は「相手に抗議する」、女性は「家族や友達など、身近な人に相談する」が多いという結果となっています。

■（自分の人権が侵害されたと思ったことがある人のみ）ご自分の人権が侵害されたと思ったのは、どのような場合ですか。【複数回答】（上位項目のみ）

単位：％

	あらゆる、他人からの悪口、かけ口	職場での嫌がらせ	名誉・信用のき損、侮辱	学校でのいじめ	セクシュアル・ハラスメント	社会的地位、慣習などにより、本来義務のないことをやらされたり、権利行使を妨害されたりしたなどの強要、暴力や強迫	人種・信条・性別・社会的身分などによる差別待遇	雇用者による時間外労働の強制などの不当な待遇
全体 (n=107)	51.4	36.4	22.4	19.6	15.0	13.1	12.1	12.1
男性 (n=40)	52.5	40.0	27.5	22.5	0.0	15.0	10.0	20.0
女性 (n=67)	50.7	34.3	19.4	17.9	23.9	11.9	13.4	7.5

■あなたは、人権を侵害された場合にどのように対応しようと思いますか。【複数回答】

単位：％

	家族や友達など、身近な人に相談する	相手に抗議する	黙って我慢する	民間の相談窓口	弁護士に相談する	民生委員・児童委員等の公的機関に相談する	法務局・人権擁護委員に相談する	不明・無回答
全体 (n=361)	70.6	36.0	22.7	15.0	14.1	9.4	6.9	0.0
男性 (n=148)	49.3	54.1	23.0	15.5	16.9	9.5	5.4	0.0
女性 (n=213)	85.4	23.5	22.5	14.6	12.2	9.4	8.0	0.0
18～29歳 (n=21)	47.6	28.6	47.6	4.8	14.3	4.8	4.8	0.0
30～39歳 (n=61)	83.6	39.3	21.3	13.1	16.4	6.6	3.3	0.0
40～49歳 (n=78)	67.9	41.0	25.6	12.8	14.1	11.5	3.8	0.0
50～59歳 (n=55)	78.2	32.7	25.5	20.0	14.5	10.9	12.7	0.0
60～69歳 (n=62)	64.5	32.3	16.1	17.7	21.0	6.5	6.5	0.0
70歳以上 (n=82)	69.5	35.4	18.3	14.6	7.3	12.2	9.8	0.0

■【R4年内閣府調査】あなたは、人権を侵害された場合にどのように対応しようと思いますか。【複数回答】

単位：％

	身近な人に相談する	相手に抗議する	黙って我慢する	民間の相談窓口	弁護士に相談する	法務局・人権擁護委員に相談する	法務局・人権擁護委員以外の公的機関に相談する	その他	無回答
全体 (n=1,556)	64.8	33.1	26.0	18.4	17.1	11.2	6.4	1.9	0.8
男性 (n=698)	52.4	43.1	22.3	14.0	22.3	14.0	8.2	2.0	0.7
女性 (n=858)	74.9	24.9	29.0	22.0	12.8	8.9	4.9	1.7	0.8

人権侵害への対応について、年齢別にみると、29歳以下の若い世代では、「黙って我慢する」が多くなっています。同様に、子どもに関する人権問題の回答においては、「学校や就職先の選択などに関する子どもの意見について、大人がその意見を無視すること」について、特に若い世代の回答が多くなっています。

■あなたが、子どもに関し、体験したこと(見たり聞いたりしたことを含む)で、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。【複数回答】

単位：％

	いじめを受けること	いじめ、体罰や虐待について、周りの人が気づいているのに何もしないこと	虐待を受けること	体罰を受けること	学校や就職先の選択などに関する子どもの意見について、大人がその意見を無視すること	家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども(ヤングケアラー)	児童買春・児童ポルノなどの対象となること	その他	特になし	不明・無回答
全体 (n=361)	57.6	38.0	35.5	24.4	21.9	15.8	11.4	0.0	25.8	0.0
男性 (n=148)	57.4	34.5	35.1	24.3	21.6	10.1	8.8	0.0	25.7	0.0
女性 (n=213)	57.7	40.4	35.7	24.4	22.1	19.7	13.1	0.0	25.8	0.0
18～29歳 (n=21)	57.1	52.4	42.9	28.6	52.4	4.8	9.5	0.0	19.0	0.0
30～39歳 (n=61)	57.4	26.2	41.0	26.2	19.7	9.8	8.2	0.0	29.5	0.0
40～49歳 (n=78)	57.7	44.9	29.5	26.9	20.5	20.5	16.7	0.0	17.9	0.0
50～59歳 (n=55)	60.0	41.8	49.1	25.5	27.3	20.0	20.0	0.0	16.4	0.0
60～69歳 (n=62)	62.9	43.5	35.5	24.2	25.8	16.1	6.5	0.0	22.6	0.0
70歳以上 (n=82)	51.2	29.3	25.6	18.3	11.0	13.4	6.1	0.0	41.5	0.0



播磨町における人権問題について、関心があることでは、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」が最も多くなっています。また、子育て世代では「子ども」、高齢者では「高齢者」など、自身のライフステージと深くかかわる問題への関心が高い傾向となっており、若い世代では「LGBTQなどの多様な性」という回答も他の世代より多くなっています。

本調査では、内閣府の調査ではたずねていない、男性に関しての人権問題だと思ったことについても質問を設けましたが、『男は仕事』など、男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けることや「育児休暇の取得時に『奥さんがいるのになぜ?』などと言われること』については、男性より女性の回答が多くなっており、問題を認識する男性が必ずしも多くないという結果となっています。

■あなたが、播磨町における人権問題について、関心があるのはどのようなことですか。
【複数回答】（上位項目のみ）

単位：％

	インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害	子ども	障害(児)者	高齢者	女性	部落差別・同和問題	災害時等の風評による偏見や差別などの人権侵害	LGBTQなどの多様な性	男性	外国人（ヘイトスピーチを含む）
全体 (n=361)	40.2	39.1	38.0	35.2	20.5	15.5	15.2	14.1	10.2	9.4
男性 (n=148)	38.5	35.8	30.4	29.1	14.2	17.6	13.5	12.2	12.8	10.8
女性 (n=213)	41.3	41.3	43.2	39.4	24.9	14.1	16.4	15.5	8.5	8.5
18～29歳 (n=21)	28.6	28.6	38.1	23.8	19.0	14.3	19.0	28.6	9.5	14.3
30～39歳 (n=61)	27.9	52.5	29.5	19.7	27.9	8.2	11.5	13.1	21.3	9.8
40～49歳 (n=78)	53.8	48.7	37.2	23.1	24.4	16.7	11.5	19.2	15.4	9.0
50～59歳 (n=55)	45.5	36.4	40.0	30.9	25.5	14.5	10.9	14.5	7.3	10.9
60～69歳 (n=62)	53.2	27.4	48.4	45.2	12.9	19.4	27.4	17.7	3.2	11.3
70歳以上 (n=82)	25.6	31.7	34.1	54.9	13.4	17.1	13.4	2.4	4.9	6.1

■あなたが、男性に関し、体験したこと(見たり聞いたりしたことを含む)で、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。【複数回答】

単位：％

	「男は仕事」など、男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けること	「男は弱音を吐くな」など、性別による差別的取扱いを受けること	育児休暇の取得時に「奥さんがいるのになぜ?」などと言われること	子どもの親権において、不利益を受けること	配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)	性被害	その他	特にない	不明・無回答
全体 (n=361)	33.0	24.9	18.6	13.0	7.5	5.0	0.6	47.4	0.0
男性 (n=148)	25.0	25.0	13.5	14.2	3.4	0.7	0.7	55.4	0.0
女性 (n=213)	38.5	24.9	22.1	12.2	10.3	8.0	0.5	41.8	0.0

現在もなお、部落差別・同和問題が存在するのはどのような理由からだと思うかについて、18～29歳では「落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから」が多くなっています。また、ヘイトスピーチについて見聞きしたことについても、同じく18～29歳では「インターネット上の書き込みを直接見たことがある」が多くなっています。

若い世代では、インターネット上で差別意識を助長するような記載を見かけることが多くなっていることがうかがえる結果となっています。

■現在もなお、部落差別・同和問題が存在するのは、どのような理由からだと思いますか。

【複数回答】

単位：％

	昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまっている人が多いから	部落差別・同和問題の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから	落書きやインターネット上で差別意識を助長する人がいるから	これまでの教育や啓発が十分でなかったから	同和地区の住民が行政から優遇されていると思う人が多いから	地域社会や家庭において話題となるから	同和問題を口実に企業や官公庁などに不当な要求をするえせ同和行為などにより、「同和は怖い問題である」と思うから	その他	部落差別・同和問題は、もはや存在しない	不明・無回答
全体 (n=343)	63.3	39.4	21.0	17.5	16.0	9.9	8.7	3.5	6.4	0.0
男性 (n=141)	58.2	40.4	21.3	14.9	17.0	8.5	14.2	5.7	5.0	0.0
女性 (n=202)	66.8	38.6	20.8	19.3	15.3	10.9	5.0	2.0	7.4	0.0
18～29歳 (n=20)	70.0	30.0	45.0	20.0	0.0	0.0	5.0	5.0	5.0	0.0
30～39歳 (n=52)	57.7	36.5	17.3	13.5	5.8	9.6	0.0	3.8	5.8	0.0
40～49歳 (n=76)	65.8	38.2	25.0	17.1	9.2	7.9	5.3	5.3	5.3	0.0
50～59歳 (n=53)	69.8	39.6	20.8	13.2	24.5	17.0	9.4	3.8	9.4	0.0
60～69歳 (n=60)	68.3	43.3	23.3	15.0	20.0	5.0	13.3	3.3	3.3	0.0
70歳以上 (n=80)	55.0	40.0	12.5	23.8	25.0	13.8	15.0	1.3	8.8	0.0

■特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。あなたは、このようなヘイトスピーチについて、見聞きしたことはありますか。【複数回答】

単位：％

	テレビ・ラジオや新聞、インターネットなどの報道で見たり聞いたりしたことがある	インターネット上の書き込みを直接見たことがある	デモや集会、街宣活動などで直接見たり聞いたりしたことがある	家族、友人などから聞いたことがある	ポスターや冊子などで見たことがある	その他	見聞きしたことがない	不明・無回答
全体 (n=361)	46.3	13.9	7.5	3.0	2.8	0.3	40.2	0.0
男性 (n=148)	45.3	19.6	11.5	4.1	3.4	0.0	34.5	0.0
女性 (n=213)	46.9	9.9	4.7	2.3	2.3	0.5	44.1	0.0
18～29歳 (n=21)	23.8	38.1	4.8	4.8	14.3	4.8	38.1	0.0
30～39歳 (n=61)	29.5	18.0	8.2	1.6	1.6	0.0	52.5	0.0
40～49歳 (n=78)	52.6	17.9	7.7	1.3	2.6	0.0	32.1	0.0
50～59歳 (n=55)	50.9	18.2	9.1	3.6	0.0	0.0	36.4	0.0
60～69歳 (n=62)	53.2	8.1	6.5	4.8	3.2	0.0	37.1	0.0
70歳以上 (n=82)	50.0	2.4	7.3	3.7	2.4	0.0	43.9	0.0

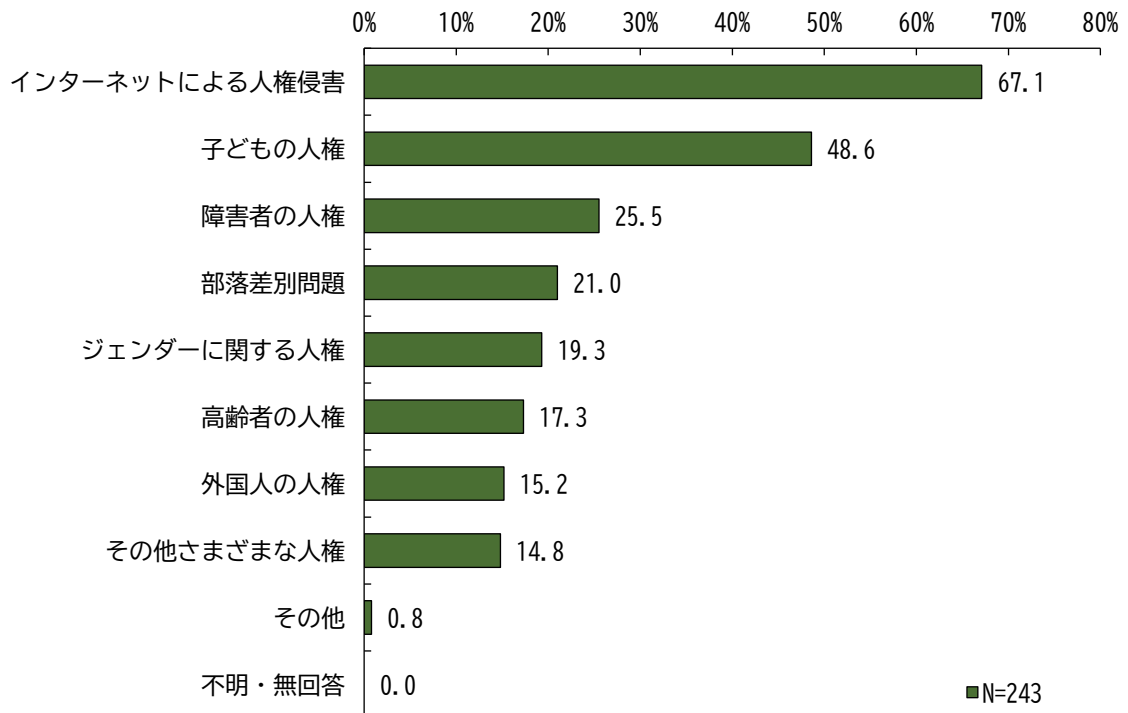
(3) 職員アンケートの主な結果

本計画の策定にあたり、人権に関する本町職員の意識等を把握し、今後の播磨町における職員研修等の施策の検討資料とすることを目的として、令和7（2025）年8月に、本町職員を対象としたアンケート調査を実施しました。その主な結果を以下に抜粋します。

希望する人権研修の内容については、「インターネットによる人権侵害」が特に多く、関心の高さがうかがえる結果となっています。また次に「子どもの人権」が多いことについては、国における「こども基本法」の制定や、本町における「播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例」の制定等、町内外の動向が反映されていることがうかがえます。

人権に関する宣言や法令等の知識については、講演会、研修会等に参加した回数が多い職員ほど、内容を知っている傾向があることが示されています。

■人権研修の内容で、希望する項目を教えてください。【複数回答】



■昨年度1年間に人権に関する講演会、研修会に参加した回数別にみた、人権に関する宣言や法令等を「おおよその内容も含め知っている」割合（抜粋）

単位：%

	個人情報保護法	男女雇用機会均等法	児童虐待の防止等に関する法律	児童の権利に関する条約	DV防止法	障害者基本法	いじめ防止対策推進法	こども基本法	部落差別解消法
全体 (n=243)	48.6	40.3	24.7	24.3	21.4	18.5	16.9	15.2	13.2
参加していない (n=45)	31.1	28.9	13.3	11.1	13.3	4.4	4.4	2.2	6.7
1回 (n=126)	45.2	36.5	21.4	22.2	19.8	15.9	12.7	12.7	7.9
2回 (n=40)	55.0	47.5	30.0	32.5	27.5	22.5	27.5	17.5	15.0
3回以上 (n=32)	78.1	62.5	46.9	40.6	31.3	43.8	37.5	40.6	40.6

(4) 各種調査からみた本町の課題

①インターネット上の人権侵害に関する意識について

インターネット上の人権侵害の問題については、住民意識調査においても職員意識調査においても関心の高さがうかがえる結果となっています。また、インターネット上において、部落差別に関する差別的な書き込みやヘイトスピーチに、若い世代ほど多く触れていることがうかがえる結果も示されており、今日的な人権課題として、取組の強化が求められます。

②包括的なジェンダー平等の取組について

固定的な性別役割分担意識[※]への問題意識は、男性に関することであっても女性のほうの問題意識が高い傾向があり、男性問題・女性問題と個別に扱うより、ジェンダーの問題として一体的に取り組む必要があります。

③こども・若者の意見の尊重について

住民意識調査では、人権侵害への対応として「黙って我慢する」という回答が、若い世代で多くなっています。また、若い世代においては、こどもの意見が大人に無視されると感じている人が多いことも示されています。

「こども基本法」においては、こどもが意見を表明する機会の確保や、その意見が尊重されるべきことが基本理念として掲げられており、令和7（2025）年12月に制定した「播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例」においても、意見表明の権利について記載されています。同条例のもと、こどもが意見を表明する権利を保障するための取組を推進していくことが求められます。

④外国人人口の増加と人権問題について

外国人の権利の問題については、現段階ではほかの問題と比べて問題意識を感じている住民は多いとは言えません。一方で、近年外国人住民は増加しており、今後地域社会において課題認識が高まることが考えられ、多文化共生に向けた取組の推進が必要です。

⑤職員研修の効果と必要性について

本町職員の調査では、個別の人権問題について、「特にない」と回答する割合が、住民意識調査より低く、何らかの人権問題を回答することが多くなっており、総じて住民一般と比べると人権への問題意識は高いと言えます。

人権に関する知識については、研修を多く受けている人ほど良く知っている傾向があり、研修の効果および必要性を示す結果となっています。

継続して職員研修を行い、職員の人権意識をさらに高めていくことで、あらゆる施策に人権尊重の視点をもって取り組めるようにしていくことが必要です。

※性別役割分担意識

性別を問わず、個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方のこと。

第2章 計画の基本的な考え方

1 目指す将来像

**差別や偏見をなくし、全ての人の人権が尊重され、
誰もが自分らしく生きることのできる播磨町の実現**

人権尊重条例では、その目的として第1条で「あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図る」ことを掲げ、また第3条では基本理念として「人権尊重のまちづくりは、誰もが一人一人異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施されなければならない」と定めています。

私たちが互いの人権を尊重し合うためには、自分が差別しないだけでなく、相手の立場や状況、感情を自分事として理解する努力をし、周囲で起こった人権侵害に気づく力と、見過ごさない態度を養う必要があります。

全ての町民等が、不当な差別や偏見にさらされることなく、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることのできるまちを実現していくことを、本計画の目指す将来像とします。



2 基本方針

(1) 分野横断的な施策の推進

人権課題や差別にかかわる問題には、個別具体的な文脈を有する様々な分野・領域が含まれる一方、それぞれの分野に共通して取り組まれる必要のある課題も少なくありません。

多様な人権課題に共通する、分野横断的な取組として、人権教育の推進、人権啓発の推進と学習機会の提供、人権相談・支援体制の充実、関係機関・関係団体との協働に取り組みます。また、近年の人権課題をめぐってはインターネットを通じて生じる課題・問題が増加していることから、インターネット上の人権侵害に対する取組についても、分野横断的な施策に位置付けます。

(2) 様々な人権課題についての取組の推進

様々な人権課題に適切に取り組むためには、分野横断的な取組と同時に、それぞれの人権課題の社会的、歴史的な文脈を踏まえた個別の課題の把握や働きかけが求められます。国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」では、各人権課題に対する取組として、14項目の人権課題があげられており、それぞれに対応した施策について記載されています。

本計画では、本町のこれまでの取組や、住民意識調査等を通じて把握された現状を踏まえ、本計画において特に取組が求められる人権課題として、「ジェンダー平等」「子ども」「高齢者」「障がい者」、「部落差別（同和問題）」、「外国人」「感染症の患者等」、「性的マイノリティの人々」の8つを位置づけます。また、取り上げていない人権課題についても取組が求められることや、新しく社会において生じた人権課題への対応も重要であることを踏まえ、「その他の人権課題」についても取り組むものとします。



人権標語のぼり

3 播磨町人権尊重のまちづくり条例の効果的な推進【重点施策】

令和7（2025）年4月に施行された「播磨町人権尊重のまちづくり条例」は、人権尊重のまちづくりを推進するために、本町として独自に差別の解消に積極的に取り組んでいくことを示すものとなっています。他方、制定されてからまだ日が浅く、住民の認知は十分とは言えない状況であり、また、条例で定める差別の解消のための取組を、着実に実行できる体制整備もこれからの課題となっています。

そこで、本計画期間における重点施策として「播磨町人権尊重のまちづくり条例の効果的な推進」を掲げ、特に優先的に取り組むべき課題として位置づけ、条例の周知や情報発信を進めるとともに、不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実に取り組みます。

また、条例が示す基本的な理念に則り、行政だけでなく、町民等、事業者、関係団体、関係機関が協働して、人権尊重のまちづくりを推進していくため、人権推進室を設置し、差別や偏見をなくし、人権が尊重され、多様性を認め合える地域社会の実現を目指します。

（1）人権尊重条例の周知・情報発信

- 人権尊重条例の基本理念や、条例が定める町、町民等、事業者、関係団体等の責務について、各種の広報手段を用いていっそうの周知を図ります。
- 不当な差別的取扱いを受けた人やその家族、その他の関係者が、差別的取扱いについて相談することができる窓口について、町民等への周知に取り組みます。
- 町民等が不当な差別的取扱いを受けた場合に、人権尊重条例に基づき、町長に対して解決のために必要な助言又はあっせんを申し立てることができることや、申し立てを受けた本町が問題解決のためにどのように取り組むかについて、わかりやすい情報発信の手法を検討し、実施します。

（2）不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実

- 町民等が不当な権利侵害を受けた時に、適切な相談が受けられるよう、人権相談ダイヤルによる電話相談や、無料法律相談等を実施します。
- 不当な権利侵害に対し、人権擁護委員や法務局などの関係機関との連携を図り、迅速な対応に努めます。
- 相談支援業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談員に求められる知識及び技能の習得と向上のための研修を行います。
- 人権尊重条例に基づき、町民等からの差別事案に対する申立てを受けた場合の対応についてマニュアルを作成し、助言及びあっせんやそのための調査、あっせんに関する勧告、深刻な差別事象に対する声明の発出等、必要な対応の確実な実施を図ります。

○各担当窓口等で人権侵害事案を把握した場合に、人権推進室に情報が集約され、適切な対応を取れるよう、役場内で人権侵害事案等について共有するための会議を組織します。

(3) 協働による人権尊重のまちづくりの意識と機運の醸成

○人権尊重のまちづくりは行政だけではなく、町民等、事業者及び関係団体との協働によって推進される必要があります。そのために人権尊重条例において町民等、事業者及び関係団体の責務が定められています。各主体が主体的・積極的にまちづくりに取り組むことができるよう、情報提供・情報発信や学習機会の提供等に取り組み、人権尊重のまちづくりの意識と機運の醸成を図ります。

◆◆人権尊重条例における用語の定義について◆◆

人権尊重条例では、条例で用いる用語について、第2条で次のように定義されています。本計画においても人権尊重条例に関連する用語については、この定義に従うものとします。

①町民等	町内に居住し、若しくは通勤する者又は通学する者をいう。
②事業者	町内で事業活動を行う者をいう。
③関係団体	町内の人権に係る協議会、営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。
④関係機関	国、兵庫県、法務局、警察署、他の地方公共団体等をいう。
⑤不当な差別	人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。）、ジェンダーアイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。）、障害、疾病、出身その他の属性（以下「人種等の属性」という。）を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、若しくは行使することを妨げ、又は害する目的若しくは効果を有するものをいう。
⑥不当な差別的取扱い	正当な理由なく人種等の属性を理由に、財、サービス若しくは機会の提供を受け入れないこと、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対しては付さない条件を付すことその他の不当な差別的取扱いによるものをいう。

4 計画の体系

目指す将来像

差別や偏見をなくし、全ての人の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる播磨町の実現



重点施策 播磨町人権尊重のまちづくり条例の効果的な推進

- (1) 人権尊重条例の周知・情報発信
- (2) 不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実
- (3) 協働による人権尊重のまちづくりの意識と機運の醸成

分野横断的な施策の推進

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進と学習機会の提供
- 3 人権相談・支援体制の充実
- 4 関係機関・関係団体との協働
- 5 インターネット上の人権侵害に対する取組

様々な人権課題についての取組の推進

- (1) ジェンダー平等
- (2) こども
- (3) 高齢者
- (4) 障がい者
- (5) 部落差別（同和問題）
- (6) 外国人
- (7) 感染症の患者等
- (8) 性的マイノリティの人々
- (9) その他の人権課題
 - アイヌの人々
 - ハンセン病患者・元患者等
 - 刑を終えて出所した人等
 - 犯罪被害者等
 - 北朝鮮当局による拉致問題等

第3章 分野別施策の推進

1 分野横断的な施策の推進

(1) 人権教育の推進

人権尊重のまちづくりを推進するためには、全てのこどもが適切な人権教育を受ける環境を充実させることが必要です。就学前施設、小学校、中学校のそれぞれの発達段階に応じ、あらゆる教育活動の中で人権について学ぶ機会が確保されるとともに、自己と他者のそれぞれの人権が尊重される経験が大切にされなければなりません。

したがって教育段階における人権教育は、人権について学ぶことはもちろんとして、常にこどもの権利が守られた環境でその教育が行われる必要があります、またそれを指導する教職員の意識や技術を高めていくことも求められます。

施策の方針

- 自分自身と同時に、他のこどもも大切にされるべき存在であることを感じることできる教育・保育を実施します。
- 小・中学校を中心に、人権尊重の態度・行動を育む環境の醸成に努めます。
- 人権課題に関する理解を深め、人権侵害に気づきながら放置することなく、解決に向けて主体的に行動できる態度の育成を図ります。
- 他者の権利とともに、自らの権利を守る力を育む人権教育を充実させます。
- 発達段階に応じた効果的な人権教育のための研究を進めます。
- 安心・安全な学校教育環境を整備するとともに、教職員の権利が守られ、教育に創意工夫ができる環境づくりを進めます。

取組の柱

- 学校教育における人権教育の推進
- 人権教育の充実に向けた教職員向け研修の実施



小学生の人権ポスター・人権標語

(2) 人権啓発の推進と学習機会の提供

一人ひとりの人権が尊重された住みよいまちづくりにおいては、人権課題に対する鋭い感性や、日常生活において人権への配慮が人びとの態度や行動に自然に表れるような人権感覚を育むことが重要です。住民の人権意識を高め、人権課題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高める条件づくりをする必要があります。

人権意識の向上には、現代社会における人権問題や差別の現実を伝えるとともに、被差別の立場に対するマイナスイメージや、人権課題にかかわることへの忌避意識を生むことのないようにする必要があります。反差別の取組の正当な評価や、人権の国際的な潮流と国内における諸制度の進展を伝えるなど、一人ひとりにとっての人権の価値を十分認識できるような働きかけが求められます。

「播磨町人権教育基本方針」では、人権教育を生涯学習の基盤として位置づけており、家庭・地域・職場といった生活のあらゆる場において、ライフステージに応じた学習・啓発が行われることで、誰もが人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践する、豊かな人権文化の創造を目指します。

なお、人権啓発の推進と学習機会の提供においては、社会状況の変化やニーズに的確に対応するように努め、住民一人ひとりが人権尊重と共生社会づくりに向けた当事者意識を持つよう工夫を行います。

施策の方針

- 人権尊重条例の基本理念に基づき、町民等の人権意識の高揚を図る各種施策を実施します。
- 人権課題について知ることのできる学習・啓発の機会を充実させます。
- 人権課題に取り組むグループや人材の育成を図ります。また、人権啓発に関する指導者の育成、確保、活用を行います。
- 人権課題の当事者が自らの権利について学び、交流できる機会の提供に努めます。
- 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、地域における様々な取組において、多様な住民が互いの違いを認め合い、相互に交流しながら活動できる環境づくりを進めます。

取組の柱

- 人権啓発活動の推進
- 住民による主体的な人権推進活動の支援

(3) 人権相談・支援体制の充実

あらゆる人権侵害を許さず、誰もがぬくもりを感じ、心が通い合うまちづくりを進めるためには、一人ひとりの権利が尊重され町民等の人権が守られる生活を維持するための福祉サービスや、不当な差別的取扱いを受けた際の対応など、人権にかかわる様々なニーズに対応した相談・支援体制の構築に取り組む必要があります。

人権尊重条例において、町は、不当な差別的取扱いを受けた者、その家族その他の関係者からの不当な差別的取扱いに関する相談に応じる義務があることを規定しており、相談に応ずる担当者の知識や技能の習得と向上も課題となります。また町長に対し、差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てが行われた場合には、必要な調査や適切な助言又はあっせん、勧告の実施等の対応を、適切かつ確実にできる体制づくりが求められます。

施策の方針

- 支援を必要とする人が自らの権利を自覚し、自己決定・自己実現が可能となるよう、各担当窓口において、基本的な権利や利用可能な社会資源等について知るための適切な相談、情報提供を行います。
- 関係団体等と連携し、支援を必要とする人が必要なサービスや支援につながることできる体制づくりを推進します。
- こども・高齢者・障がい者等の分野別の相談窓口の充実を図るとともに、相互の連携を推進し、相談者が適切な対応を受けられるようにします。
- 人権推進室を設置し、相談・支援の窓口や制度・事業を広く町民等、関係団体、事業所に知らせる広報活動を充実します。
- 人権相談ダイヤル（人権やさしいダイヤル）にて電話による人権相談を実施することにより、本町における人権の侵害及び差別の未然防止や解決に向けた支援に取り組みます。
- 播磨町総合福祉センターにおいて弁護士による無料の法律相談を実施し、法律的な知見により不当な差別的取扱いの解決を図ります。

取組の柱

- 人権相談体制の充実
- ワンストップ窓口の設置
- 孤独・孤立対策の推進

◆◆人権に関する本町の相談窓口◆◆

困りごと相談

- ・毎月第2・第4木曜日（祝日を除く）13～15時
- ・場所：福祉しあわせセンター（南大中1丁目8番41号）
- ・播磨町人権擁護委員が相談をお受けします。

人権ホットライン

079-490-8341

- ・人権やさしいダイヤル（相談受付時間：平日9時～17時）
- ・相談は町職員がお受けします。秘密は厳守します。

各種人権課題に対する相談窓口・支援センター等

相談窓口	電話番号	内容
○播磨町役場（東本荘1丁目5番30号）		
人権推進室 （健康福祉課）	079-435-0311	人権尊重のまちづくりの推進、 人権侵害に関する相談・支援
こども支援センター（ふれあいルーム） （教育委員会地域学校教育課）	079-435-0545	不登校、問題行動等、発達等に 関する相談・支援
こども家庭センター（こども課）	079-435-2367	子育て家庭に対する育児の相談・ 支援
消費生活センター （産業環境課）	079-435-1999	契約トラブル等についての相談、 消費生活に関する情報提供
○総合福祉センター（宮北1丁目3番5号）		
総合相談	079-430-6000	どこに相談していいのかわから ない悩みや困りごとの相談
障害者基幹相談支援センター	079-430-6000	障がいのある人やその家族、支援 者の相談・支援
地域包括支援センター	079-435-1841	高齢者の総合的な相談・支援、 必要なサービスの調整
成年後見センター	079-435-8801	成年後見制度に関する相談と 利用支援
児童発達支援センター	079-490-8376	こどもの発達や発育、療育につい ての相談・支援

(4) 関係機関・関係団体との協働

人権尊重のまちづくりは、町のみが取り組むのでは十分とは言えず、町民等、事業者、関係機関、関係団体による幅広い取組によって展開することが望まれます。また、様々な人権課題への適切な対応について知見を高めるためには、国や兵庫県、近隣自治体との連携も求められます。

関係機関・団体との協働の体制の強化を図り、共にまちづくりに取り組む関係づくりを推進します。

施策の方針

- 人権尊重条例の趣旨に基づき、町民等、事業者、関係機関、関係団体と協働して、人権尊重のまちづくりを推進します。
- 国・兵庫県・近隣自治体との連携による情報収集と情報提供に取り組みます。特に、新しい人権課題への対応について、常に最新の情報を入手できる体制を整えます。
- 人権に関する情報や、相談・支援制度等の情報について、必要とする人に必要な情報が届けられるよう、関係団体・関係機関と連携した多様な情報提供体制の確保に努めます。
- 近隣自治体にまたがる区域で人権侵害事案が発生した場合は、兵庫県・関係機関・近隣自治体と連携して適切な対応が取れるよう、関係強化に努めます。
- 啓発等の取組における当事者グループとの連携・協働を推進します。また、相談事業におけるピアカウンセリング[※]等、当事者による人権擁護活動の推進を支援します。

取組の柱

- 関係機関、関係団体との連携体制の充実
- 関係団体の活動に対する補助・支援

※ピアカウンセリング

仲間同士によるカウンセリングという意味で、障がいのある人同士や、同じ病気の患者同士など、支援を受ける人と同じ立場にある人が、自らの体験に基づき、相談に応じたりサポートをしたりする活動。

(5) インターネット上の人権侵害に対する取組

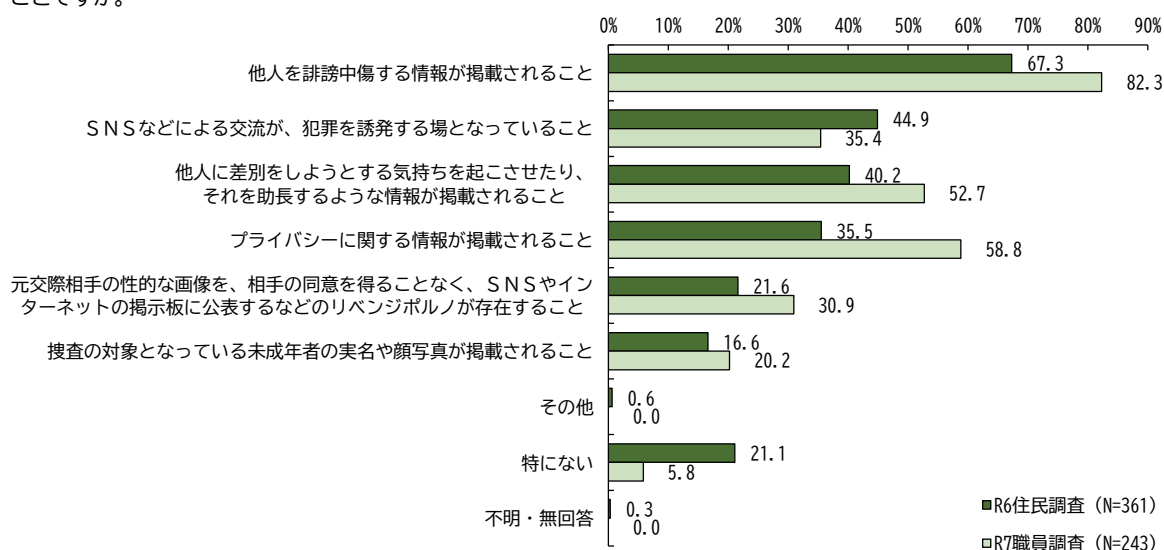
インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、生活の利便性向上にとって欠くことのできないツールとなっています。近年は、スマートフォンの普及や携帯ゲーム機等の情報通信機能の強化により、子どもを含む誰もがインターネットにアクセスできる環境が形成されています。

インターネットがコミュニケーションツールとして普及することは同時に、インターネット上の人権侵害の社会問題化をもたらしました。個人に対する誹謗中傷や名誉毀損、プライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、子どもの性被害など、人権に関わる様々な問題はインターネット以外の場面でも以前から存在していましたが、それらがインターネット上で行われることで、情報拡散力の高さや情報削除の難しさから、さらに深刻な問題となっています。特に近年では、情報の拡散力が圧倒的に高いSNS等の普及もあいまって、個人に対する誹謗中傷が問題となっており、住民意識調査においても、多くの住民が問題だと回答しています。

こうしたインターネット上の人権侵害は、次節で掲げる様々な人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠となっています。

インターネットの適切な利用について、特に青少年の利用環境の変化やそれに伴う新たな課題を踏まえ、インターネット上の人権侵害の被害の防止と対応、及び加害者とならないための教育・啓発をいっそう強化していくことが求められます。

■あなたが、インターネットに関し、体験したこと(見たり聞いたりしたことを含む)で、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



施策の方針

- インターネット上の人権侵害を監視するために、インターネットモニタリングを実施して早期発見に努めます。
- インターネット上の権利侵害に関する相談・支援について、法務局等と連携して取り組みます。
- SNSや掲示板等における差別的な書き込みや人権侵害への対処について、先進自治体の事例等を参照しながら効果的な対応のあり方について検討します。
- こどものインターネット利用について、各学校に専門家を招き、こども・保護者・教職員に対して研修を行うことで、適切な利用や自らの権利を守る方法等について、理解の促進を図ります。

取組の柱

- インターネットリテラシーに関する研修の実施
- インターネットモニタリングの実施



2 様々な人権課題についての取組の推進

(1) ジェンダー平等

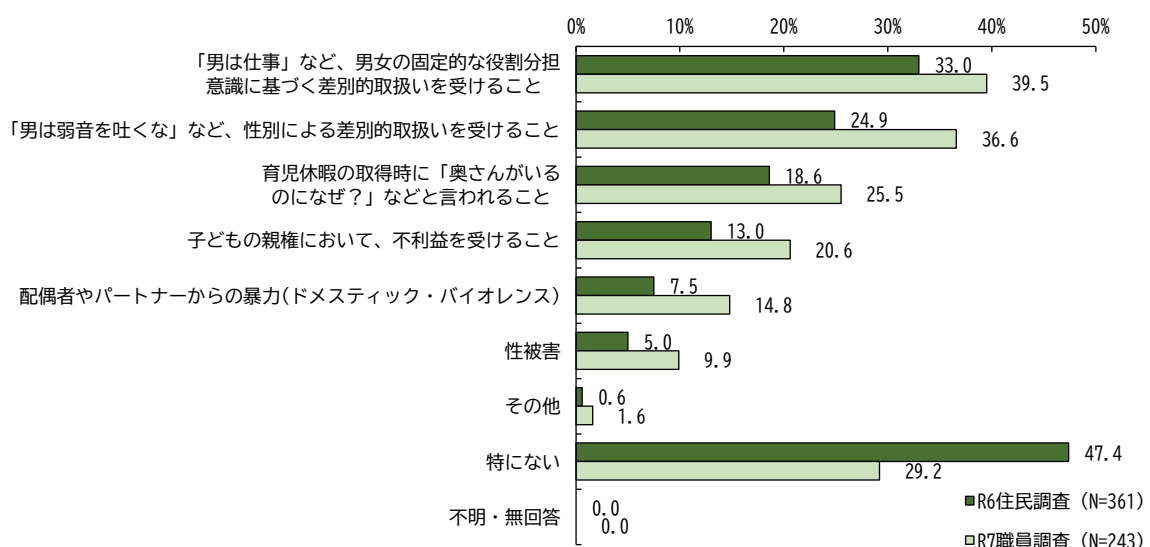
男女共同参画社会の実現に向けては、女性が持っている力を十分に発揮できる環境の確保を図るとともに、男性においても、男性であることを理由に課せられる重荷や負担を減らすなど、性による差別や、伝統的・固定的な性別役割分担意識を見直していく必要があります。住民意識調査においても、男性についての人権問題、女性についての人権問題の双方で、「男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱い」を問題とする回答が多く、男女を問わず多くの住民が感じる人権課題となっています。

文化・社会的に形成された性別としてのジェンダーの平等を図ることは、性差や伝統的な価値観の全てを否定するのではなく、自分の人生を自由に選択でき、誰にとっても生きやすい社会を追求するものとして、理解され、実践される必要があります。結婚することや子どもを持つこと、家族のあり方や働き方などについて、一人ひとりの状況や選択に応じて、生き方を主体的に選ぶことのできる社会づくりが重要です。

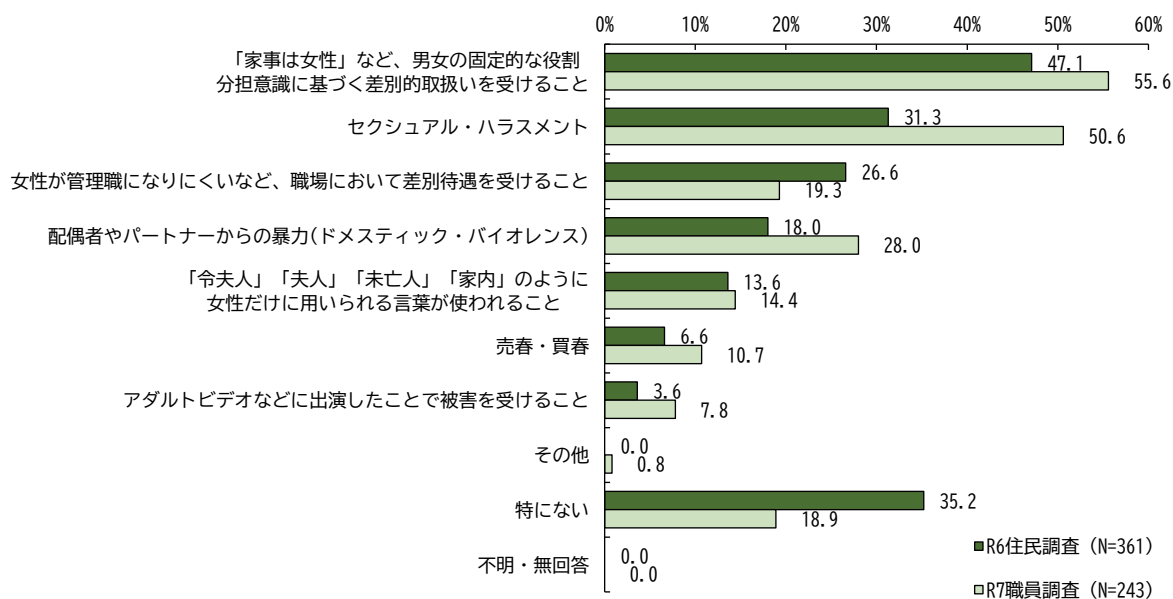
ジェンダー平等をめぐるっては、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）や性暴力、セクシュアル・ハラスメント等も依然として深刻な状況にあります。国においても「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」によりその防止及び被害者の保護が図られているのに加え、特に女性においては性犯罪や生活困窮なども絡み合い、問題が複雑化しやすいことから、令和6（2024）年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、包括的な支援体制の整備が進められています。

本町では、「播磨町男女共同参画プラン」に基づき、「一人ひとりが自由な選択で自分の願いを実現でき、みんなで支え合い安心して暮らせるまち」の実現を目指し、関係部署で連携して取組を推進していきます。

■あなたが、男性に関し、体験したこと(見たり聞いたりしたことを含む)で、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



■あなたが、女性に関し、体験したこと(見たり聞いたりしたことを含む)で、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



施策の方針

- 「播磨町男女共同参画プラン」を定期的に見直し、改定することで、男女共同参画の推進に計画的・継続的に取り組めます。
- 本町の政策・方針決定の場への参画におけるジェンダー平等を推進します。
- 性別にかかわらず仕事と家庭を両立できる労働環境の整備に向け、役場内においても事業者においても取り組まれるよう働きかけます。
- DVや性暴力、ハラスメント等の防止に取り組むとともに、人権侵害からの救済については、相談窓口と各種専門機関との連携を強化し、適切な救済の措置が図られるよう体制整備に努めます。

取組の柱

- 男女共同参画の推進
- DV等に対する相談・支援体制の充実

(2) こども

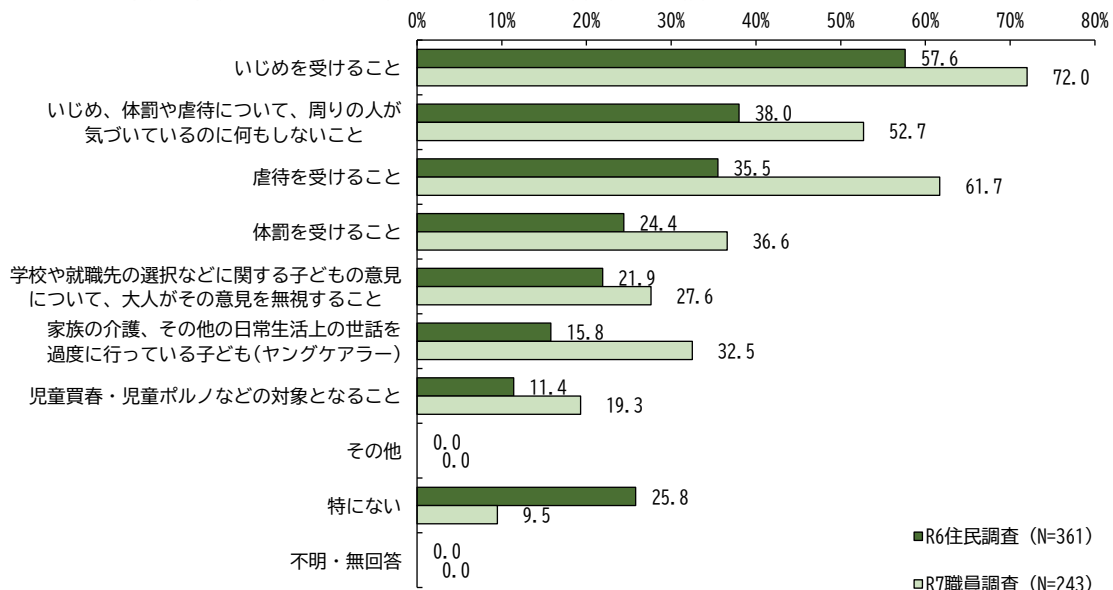
こどもの権利が尊重され、こどもの最善の利益が第一に考えられる社会を実現するために、こども政策を効果的に展開する政府機関としてこども家庭庁が令和5（2023）年4月に設置され、あわせて、こども施策についての基本理念を定めるとともに、社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されています。こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの最善の利益を図ることなどが、こども施策の中心的な理念として掲げられています。また、こども自身の意見をこどもがかかわる施策・事業に反映させていくことも求められています。

一方、こどもの権利をめぐるっては、学校における児童生徒の暴力行為やいじめが問題となっているほか、教員からの体罰や不適切指導の問題、家庭における虐待やこどもの貧困問題、ヤングケアラーの問題など、多くの課題が指摘されて久しい状況です。本町の住民意識調査でも、こどもに関する人権問題として、いじめ、虐待、体罰に関する項目が上位を占めています。また、スマートフォン等の情報通信機器のこどもへの普及に伴い、SNSやインターネット上でのいじめや犯罪に巻き込まれる事例、こども自身が加害者となる事例等も生じています。

こうした状況の改善には、保護者・教育関係者をはじめとする周囲の大人のこどもの権利に対する意識を高めていくとともに、こども自身が自らの権利について学び、権利を守るために行動できる環境づくりが求められます。

本町では、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指し、「播磨町いじめ防止対策推進条例」を制定し、全てのこどもが安心して学習などの活動に取り組むことができる環境づくりを進めています。また、各小中学校でのこどもの権利についての講演会の実施や、公募により選出された委員で構成する「こども会議」を開催し、こどもの意見や考えを取り入れ、また「子どもの権利条約」の基本4原則を基本理念に盛り込んだ「播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例」を制定し、こどもの権利を保障し、豊かなこども期を過ごすことができるよう、家庭・こども関係施設・地域等と連携して、地域づくり・意識づくりを推進していきます。

■あなたが、こどもに関し、体験したこと(見たり聞いたりしたことを含む)で、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



施策の方針

- こどもの権利とその保障について、こども自身が学ぶことのできる機会を確保します。また、保護者・教育・保育・福祉関係者など、こどもに関わる全ての人に対しても、こどもの権利とその保障について学ぶことのできる機会を提供するとともに、住民等に対する啓発・広報を推進します。
- 全てのこどもに平等に教育の機会の保障を図るとともに、困難を抱えるこどもや家庭への支援に取り組みます。
- こども・若者※が意見表明及び参加できる場として、学校代表による「小学生議会」、「中学生議会」や公募委員による「こども会議」を開催するとともに、インターネット等を活用し、こども・若者が意見を伝えやすい環境を整えます。また、こども・若者の意見を施策等に反映し、こども・若者の視点に立ったまちづくりを進めます。
- こどもが教育や生活の場において、いじめ、体罰、虐待等の権利侵害から守られる体制として、「こどもの権利擁護委員」を配置し、こども自身が相談できる場を設けます。
- 国や県、町の相談窓口など、こども自身が相談できる方法について情報提供を行います。
- 学校に行きづらいこどもの居場所として、教育委員会内に「ふれあいルーム」を、各コミュニティセンターに「コミセンサテライト」を開設し、学びの支援や社会的自立に向けた支援を行います。
- こどもが安心・安全に過ごすことができる居場所について、情報提供を行います。また、居場所を運営する住民や団体等に支援を行います。
- ひきこもりやニートなど、様々な課題を抱えるこども・若者に対し、社会参加と自立に向けて、個別の状況に応じた相談支援を行います。また、課題を抱えるこども・若者についての啓発を行い、周囲の理解の促進を図ります。
- こどものインターネット利用について、情報モラルや利用マナー、防犯対策等の普及・啓発を図るとともに、人権侵害事象が発生した場合には関係機関・団体と連携した問題解決を進めます。

取組の柱

- こどもの権利に関する啓発
- 支援が必要なこどもに対する相談支援体制の充実
- いじめ対策の推進



こども会議の様子

※こども・若者

「こども基本法」では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳といった年齢で区切るのではなく、成長過程にある若者においても、必要なサポートが継続されることを重視しています。本計画においても必要に応じて「こども」に「若者」を含めることとします。

(3) 高齢者

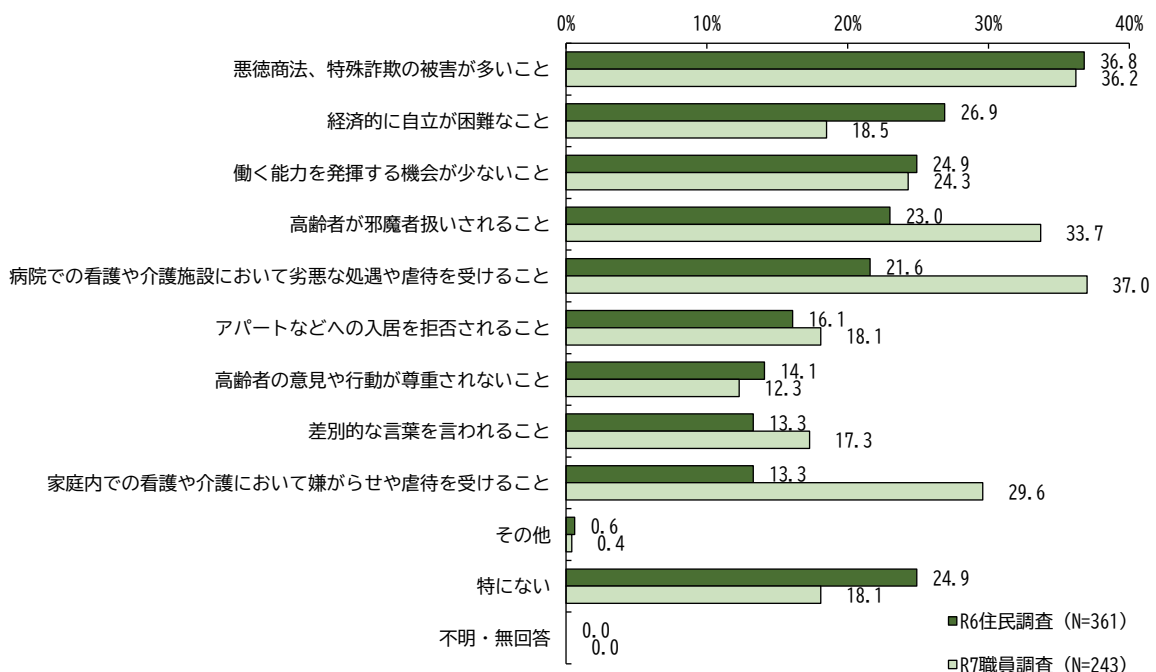
高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや認知症など、特に支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、介護保険サービス事業所や医療機関、地域団体等が相互に連携しながら、住み慣れた地域で暮らし続けることのできる環境づくりが課題となっています。虐待や社会的孤立等、様々な課題に対応する体制づくりが求められるとともに、高齢者への固定観念からくる不当な差別や排除をなくす取組が求められます。本町の住民意識調査では、高齢者に関する人権問題として、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」「経済的に自立が困難なこと」「働く能力を発揮する機会が少ないこと」が上位となっています。

令和6（2024）年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた全ての国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することをうたっており、地域における共生のさらなる推進と、その基盤となる高齢者の権利や意思決定の尊重の取組が求められています。

また、国においては、「高齢社会対策基本法」に基づき高齢者にとっても、他の世代の人にとっても暮らしやすい社会の実現に向けて「高齢社会対策大綱」を策定し、高齢者が安心して生活を営むことができる環境の整備に向けて取組を推進しています。

本町においても、「播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちの実現に向けて、地域包括支援センターと連携しながら様々な施策を推進しています。また、令和6（2024）年度に開設した「播磨町成年後見センター」を中心に、成年後見制度に関する周知に取り組み、成年後見制度の利用を希望する住民や福祉関係者などへの相談支援体制の充実や成年後見制度等の利用支援を進めていきます。

■あなたが、高齢者に関し、体験したこと(見たり聞いたりしたことを含む)で、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



施策の方針

- 地域包括ケアの推進を目的に、総合相談窓口や地域包括支援センター、成年後見センターなど様々な相談窓口を総合福祉センターに集約し、一体的な相談体制を構築することで、高齢者への相談支援体制の充実に努めます。
- 「高齢者虐待防止法」に基づき、虐待防止に向けた関係者のネットワークづくりや、相談通報窓口の周知に努めるとともに、高齢者虐待への適切な対応を図るため、関係機関との連携強化を図ります。
- 判断能力に不安のある高齢者の権利を守るため、播磨町成年後見センターを中心に地域連携ネットワークを推進し、成年後見制度の周知や利用促進のみならず、必要な支援が受けられるように、権利擁護支援体制の強化を図ります。
- 認知症を発症しても住み慣れた地域で、その人らしい生活を維持するため、医療と介護の連携や生活支援の充実、町民等、事業者、関係団体への啓発に努めます。
- 認知症に対する正しい知識と理解を持つとともに、一人ひとりが認知症を「自分事」として捉えることが出来るよう当事者からの発信を含めた啓発を行い、認知症の人とその家族に優しい地域づくりを進めます。
- 詐欺などによる消費被害に対応するため、播磨町消費生活センターに専門相談員を配置し、相談支援を実施します。また、関係機関や警察と連携し、啓発を行うことで被害の未然防止に努めます。
- 高齢者を含む団体の地域活動の活性化を図り、社会活動への参加を促進するとともに、高齢者の豊富な知識や経験が活かせる環境づくりに努めます。
- 学校・地域等において子どもと高齢者の交流の機会をもち、世代間交流を通じた高齢者理解の促進を図ります。また、認知症について子どもが学ぶ機会を確保します。

取組の柱

- 地域包括ケアの推進
- 高齢者虐待防止に関する取組の充実
- 成年後見制度に係る相談体制の充実・利用促進
- 高齢者の社会参加の促進

(4) 障がい者

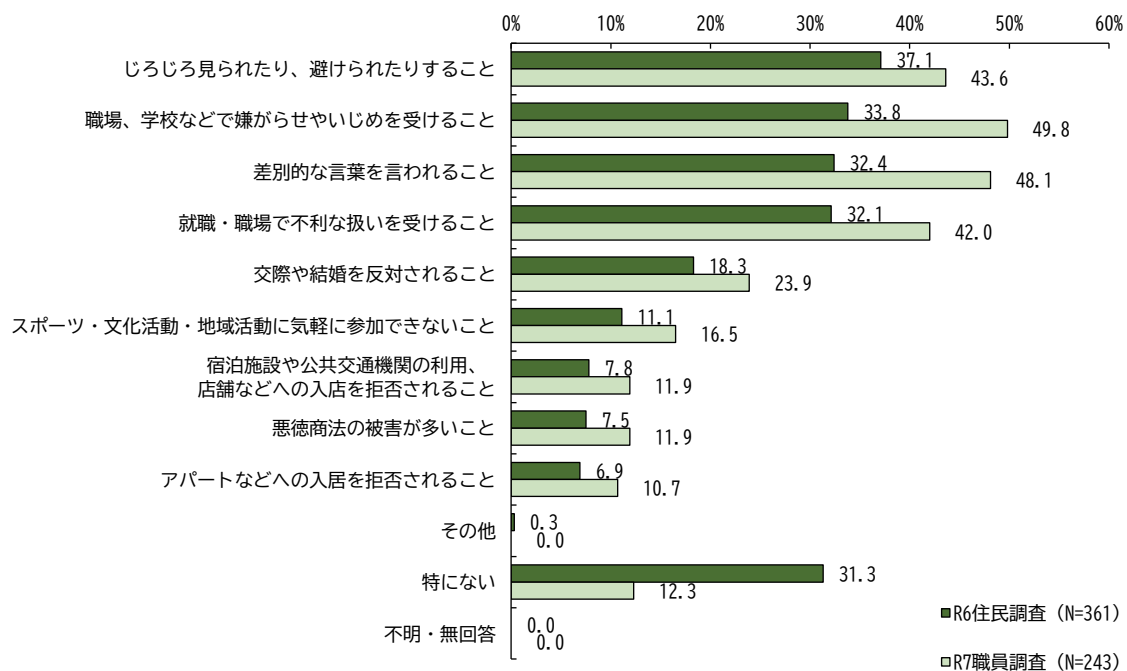
障がい者の権利をめぐることは、国において障害者権利条約の批准にあたり、「障害者基本法」を改正し、障がい者の定義を見直し、「障害の社会モデル」が採り入れられるとともに、障がい者に対する差別の禁止が基本原則として明記されました。また、この基本原則を具体化するために平成 28（2016）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、令和 6（2024）年 4 月には事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする改正が行われています。

また、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等の被害を背景として、優生思想及び障がい者に対する偏見や差別の根絶に向け、教育・啓発等を含めた取組を強化するため、令和 6（2024）年 12 月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が策定されています。

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するには、地域に住む人々が障がいのある人やその特性等に関する正しい知識を持ち、理解することが重要です。一方、本町の住民意識調査では、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」「差別的な言葉を言われること」といった項目が上位となっており、生活の様々な場面で差別的な観念や忌避意識をなくしていくことが必要であることが示されています。

本町では、障がいの有無にかかわらず、住民一人ひとりがお互いを理解し、尊重しあい、人と人がつながっていくことで支えあえるまちづくりを実現するため「障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰一人取り残されない共生のまち」を基本理念とした「第 4 期播磨町障害者計画」を策定し、各施策の縦の分野分けに捉われない横断的視点に留意しながら、施策や取組みを推進していきます。

■あなたが、障害(児)者に関し、体験したこと(見たり聞いたりしたことを含む)で、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



施策の方針

- 全ての住民・関係機関・団体・学校・事業者等に対し、障がいについての理解が深まるよう、広報や町ホームページ・研修会・講演会・イベントなどを通して、合理的配慮や障害の社会モデルの理解等、社会的障壁をなくすための啓発を行い、障がい者の権利と社会参加が確保される環境の整備に取り組みます。
- 「播磨町バリアフリー基本構想」のもと、障がいの有無にかかわらず、誰もが安全で安心して移動でき、自立した日常生活を送れるよう、公共施設や道路等のバリアフリー化を進めます。また、バリアフリーについての周知や啓発を行うことで、バリアフリーの重要性や障がい者についての理解を深め、「心のバリアフリー」を推進します。
- 「障害者差別解消法」の改正により、民間事業所や医療機関等でも合理的配慮の提供が義務化されたことについて、広く周知を図ります。また、町で定めている「播磨町職員接遇マニュアル」の内容が全職員に周知され、また実践においてその内容が遵守されるよう、職員への啓発を行い、行政機関における合理的配慮を徹底します。
- 障がい者の自己決定に基づく生活や社会参加を促進する相談支援体制を整備します。
- 近年の「障害者雇用促進法[※]」等の制定・改正について、企業・事業所への情報提供・啓発を進め、合理的配慮に基づく就労環境の整備と、障がい者雇用の促進に取り組みます。
- 相談支援機能を集約した「福祉の拠点」である総合福祉センターに障害者基幹相談支援センターを設置し、様々な相談をワンストップで受け付け、適切な支援につなげる体制を整備しています。また、総合福祉センター内に児童発達支援センターを開設することで、全世代に対応した相談支援体制の充実を図ります。
- 障がいのあるこどもに対しては、児童発達支援センターにおいて、0歳から18歳までの切れ目のない支援を行います。
- 障がいのあるこどもの、他のこどもと平等に教育を受ける権利を保障するための合理的配慮の充実を図り、インクルーシブ教育システムを構築することで、障がいの有無にかかわらず地域の学校園に通うことができるよう、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行います。

取組の柱

- 障がい者に対する理解促進
- 合理的配慮の推進
- バリアフリーの推進
- インクルーシブ教育の推進
- 障がい者虐待に関する取組の充実

※障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。

(5) 部落差別（同和問題）

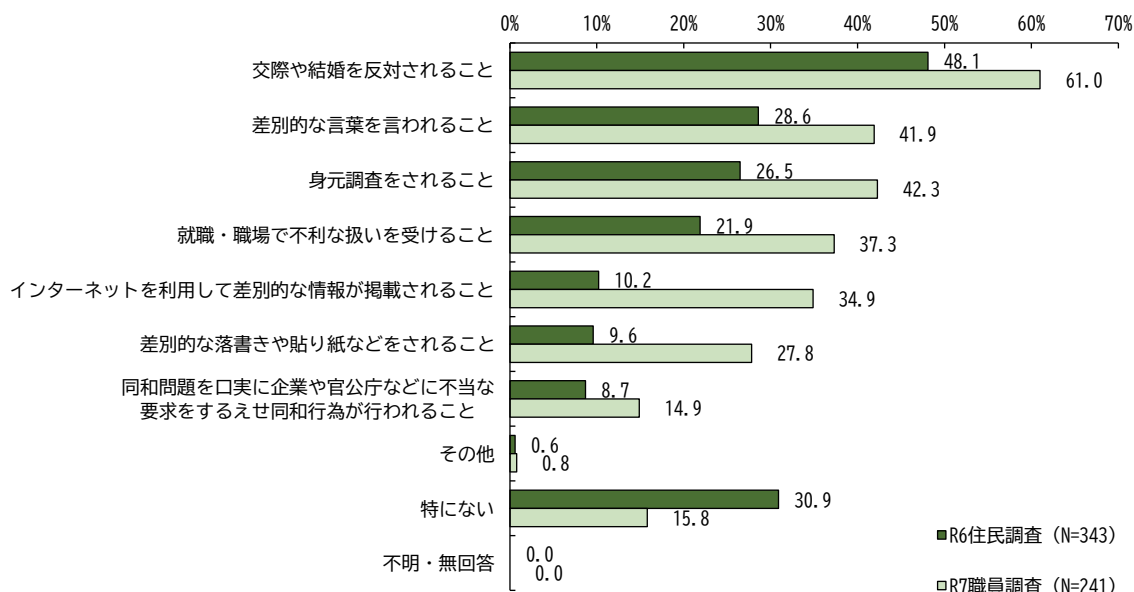
部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、一部の人が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられた我が国固有の重大な人権課題であり、その早期解決を図ることは国民的課題とされてきました。一方で、被差別部落出身者を中心とした反差別の運動の広がりや、差別解消のための特別措置法をはじめとする公的な施策、我が国の人権教育の基盤となってきた同和教育の展開など、差別問題の解消のための様々な先進的な取組が展開されてきた分野でもあります。

平成 28（2016）年に施行された「部落差別解消推進法[※]」は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、国及び地方公共団体に、部落差別の解消に向けた相談体制の充実や教育・啓発の推進を求めています。

本町の住民意識調査においては、部落問題・同和問題に関し、人権問題だと思ったこととして、「交際や結婚を反対されること」「差別的な言葉を言われること」「身元調査をされること」が上位となっています。また、「現在もなお、部落差別・同和問題が存在する理由」について、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」「部落差別・同和問題の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」という回答が多い一方、若い世代では「落書きやインターネット上で差別意識を助長する人がいるから」という回答も多くなっています（p.12 図表参照）。社会の変化に伴って差別のあり方も異なっていることや、それに対応する教育・啓発が求められていることがうかがえる結果と言えます。

本町では、播磨町人権・同和教育研究協議会をはじめ関係団体と連携しながら地域・家庭・学校園・職場・行政が協力し、あらゆる場において、共生のまちづくりを推進し、人権尊重の「共に生きよう ふれあいのまち」宣言の実現に努めています。

■部落差別・同和問題に関し、体験したこと(見たり聞いたりしたことを含む)で、人権問題だと思ったことはどのようなことです



※部落差別解消推進法

正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」。

施策の方針

- 部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深め差別意識の解消を図るため、様々な研修会・学習会の開催や各種広報活動、啓発行事などを積極的に行います。
- 部落差別（同和問題）の啓発にあたっては、差別に反対する運動の意義や差別解消のための取組が全ての人の人権確立につながってきた側面について、理解の促進が図られるような取組に留意します。
- 部落差別（同和問題）に係る問い合わせに対し適切な対応が行えるよう、町職員及び教職員向けに「播磨町差別事象等に係る対応の基本姿勢」について定めています。引き続き、全ての職員が基本姿勢に基づく適切な対応が行えるよう、研修を実施します。
- 住民票の写し等の不正取得により、部落差別（同和問題）等の人権侵害につながる身元調査が行われることを防ぐため、本人通知制度を引き続き実施するとともに、制度の周知を図ります。
- インターネットを通じた差別意識の助長の問題など、今日的な課題に対応した教育・啓発についての調査を進め、効果的な実施を図ります。

取組の柱

- 部落差別（同和問題）に関する啓発
- 研究大会、研修会の開催



播磨町人権・同和教育研究協議会

(6) 外国人

近年、我が国に定住する外国人は年々増加しており、外国人労働者の増加や外国人観光客の増加等を背景として、社会生活において外国人はより身近な存在となっています。本町においても、外国人人口は近年増加傾向となっており、令和7（2025）年1月時点の外国人人口は602人、町人口の1.7%となっています。これらの外国人の中には、日本の文化や慣習になじめなかったり、日本語の習得が十分にできないことが、日常生活の困難や地域住民との摩擦、公的な支援からの孤立等につながる状況にあることが課題となっています。本町の住民意識調査では、外国人に関して人権問題だと思ったこととして、「特にない」という回答が半数を占めており、人権問題として意識している人は、他の問題と比べると多くない傾向ですが、外国人住民の増加に伴い、今後様々な問題が地域社会において顕在化してくる可能性があります。

また、特に2010年代に入ってから、特定の民族や地域的身元など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する者を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上で公開され、報道でも大きく取り上げられるなど、ヘイトスピーチが社会問題化するようになってきました。平成28（2016）年6月には「ヘイトスピーチ解消法[※]」が施行され、ヘイトスピーチの解消のための必要な教育・啓発を行うことなどが規定されています。

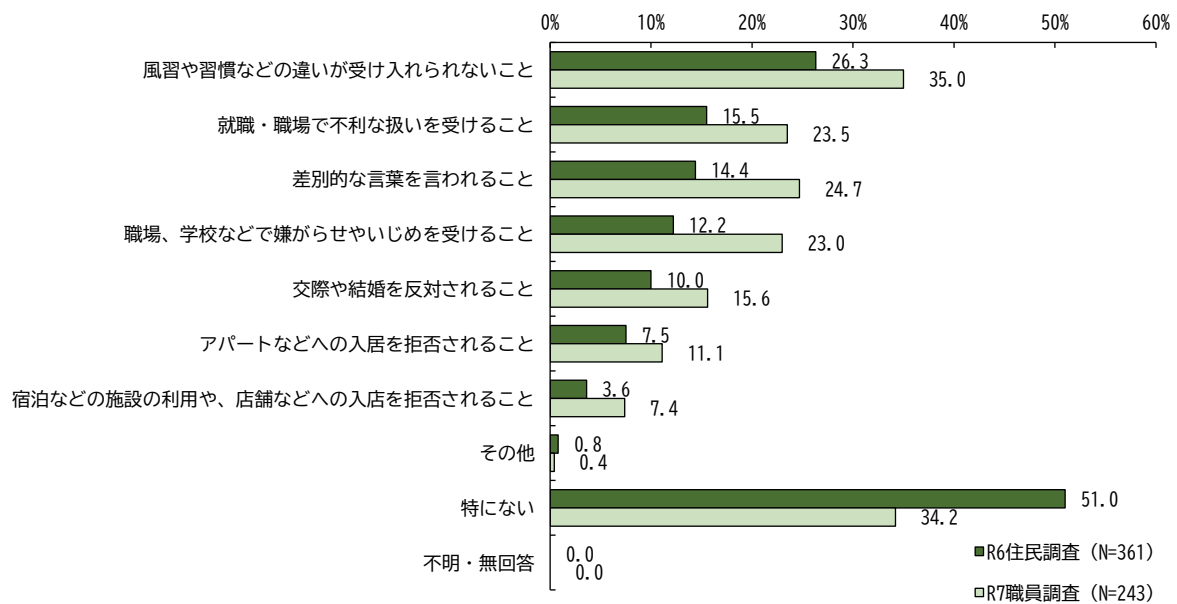
一方、地域コミュニティから外国人を排除する動きが公然と行われることや、差別意識をあり、正確とは言えない内容を含む言説・動画等がインターネットを通じて拡散することなどが増加しており、社会的なあつれきを生んでいることが問題となっています。改めて、文化的多様性を認め合う多文化共生の理念を基調として、地域における相互理解と相互交流に取り組むとともに、排外主義的、差別的な言説の広がり、適切に対応できる知識と態度を養うことが課題となっています。

本町では、「播磨町国際交流協会」と連携し、外国人が生活に必要な日本語を学ぶと同時に地域の居場所にもなるような「播磨町日本語教室」を継続して開催し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。加えて、外国にルーツを持つ小中学生に対し、多文化共生サポーターを派遣し、コミュニケーション等の支援を行うことで学校生活への早期適応を図っています。地域における国際交流と多文化共生の取組を促進することで、文化的多様性を認め合い、国籍や民族の違いに関わらず地域で共に生活できるまちづくりを進めていきます。

※ヘイトスピーチ解消法

正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。

■あなたが、日本に居住している外国人に関し、体験したこと(見たり聞いたりしたことを含む)で、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



施策の方針

- 住民と外国人が交流する機会づくりや各種啓発活動により、国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、互いに人権を尊重する地域づくりを進めます。
- 本町の各種制度やサービス、災害対策情報など生活に必要な情報について、「やさしい日本語」の活用や多言語での情報発信を充実させ、日本語を母語としない外国人も生活しやすいよう支援します。
- 「播磨町日本語教室」を実施し、外国人にとって生活に必要不可欠な基礎的な日本語の習得機会を提供します。
- 外国にルーツを持つ小中学生に対し、必要に応じて、多文化共生サポーターを派遣し、授業や学校生活において日本語や母国語での支援を、町独自の取組として複数年にわたって行うことで、学校生活への適応を促進します。
- ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの防止と適切な保護・救済について、国・兵庫県や関係機関と連携して、体制の整備を進めます。

取組の柱

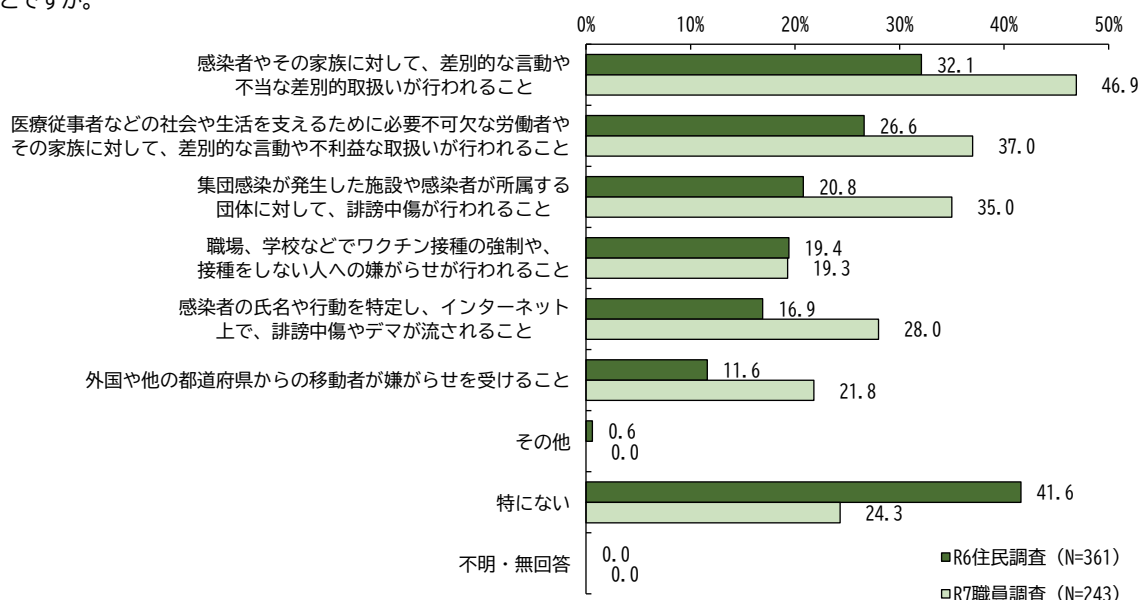
- 播磨町国際交流協会の活動支援
- 日本語教室の開催
- 外国人児童生徒への支援

(7) 感染症の患者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれます。このことは、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延の中で、我が国においても大きな社会問題となりました。また、HIV感染者や肝炎ウイルス感染者等についても、定着した固定観念と、正しい知識や理解の不足等に起因する、偏見や差別は依然として存在しています。とりわけ近年は、SNS等の普及もあり、ひとたび感染症に関する不正確な情報が発信された場合には瞬く間に拡散され、感染症の患者等に対する偏見や差別等を助長することにもつながりかねない状況があります。本町の住民意識調査でも、新型コロナウイルス感染症に関して人権問題だと思ったこととして、「感染者やその家族に対して、差別的な言動や不当な差別的取扱いが行われること」という回答が最も多くなっています。

本町では、令和8（2026）年に「播磨町新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行い、住民生活に大きく影響を与えた新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、対策の基本方針の一つとして、基本的人権の尊重を掲げています。感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の感染症についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないもので、差別的取扱い等を受けることのないよう努めます。また感染症対策の実施にあたっては、ジェンダーによる不利益が生じないように配慮するとともに、外国人、子どもや高齢者など、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意することが大切であり、感染症による社会の分断が生じないよう取り組みます。

■新型コロナウイルス感染症に関し、体験したこと(見たり聞いたりしたことを含む)で、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



施策の方針

- 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について情報発信・啓発を行います。
- 感染症に関連する偏見・差別等について、町の人権相談窓口において相談に応じるとともに、法務局等と連携して対応します。また、国や県、町の各種相談窓口について、住民に周知します。
- 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等が感染症に対する必要な情報を入手できるよう、適切な配慮を行います。
- 学校教育においては、感染症の予防の教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、感染者に対する偏見や差別の解消を図ります。

取組の柱

- 感染症についての正しい知識の啓発



(8) 性的マイノリティの人々

性のあり方は、身体的な特徴によって出生時に判定された性、性的指向（好きになる相手の性）、ジェンダーアイデンティティ（性自認：自分の性に対する感じ方）、性表現（見た目や言動などで表す性）による様々な組み合わせが存在します。

近年では、同性婚について異性婚と同様の法的地位を認める国が増加しており、国内においても同性婚を認めない現行の民法・戸籍法の規定は憲法違反とする判例が複数示されています。同性同士の関係を自治体が証明するパートナーシップ制度も全国的に広がっています。また、国においては、令和5（2023）年に「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされています。

他方、性的マイノリティに対する理解不足から、SNS等を通じて差別的な言説が拡散すること等があり、当事者の生活上の困難や必要な支援の問題を超えて、社会的な攻撃の対象とされることも増加しています。当事者が不当な差別や排除にさらされることなく、共に生活する社会の形成に向けた取組が求められます。

本町においても、一人ひとりが自分らしく生き、その生き方を認め、支えあうことができるまちを目指し、性的マイノリティや事実婚の方などを対象とした「播磨町パートナーシップ制度」を令和6（2024）年5月より導入し、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティ、性表現にかかわらず、誰もが人生を共にしたいと望むパートナーと安心して暮らすことができる環境づくりを進めています。

施策の方針

- 性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティ、性表現を理由とする不当な差別を解消し、全ての町民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、住民の人権意識を高め、性的マイノリティの人々の人権への理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 播磨町パートナーシップ制度の周知を図るとともに、多様な家族のあり方を認め合う意識の醸成を図ります。
- 性のあり方の多様性を踏まえ、公的書類における性別記載の必要性の検討等について、国・兵庫県と連携して取り組みます。

取組の柱

- パートナーシップ制度の周知
- 性別にとらわれない多様な生き方を尊重する住民意識の醸成

(9) その他の人権課題

現在の日本社会には、様々な人権課題が存在します。国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」では、ここまでにふれた人権課題の他に、「アイヌの人々」、「ハンセン病患者・元患者及びその家族」、「刑を終えて出所した人及びその家族」、「犯罪被害者及びその家族」、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」について項を設けています。また、ホームレスや生活困窮の問題、職業・就労形態等による差別、立場や権力の格差を背景としたハラメント等、様々な人権課題があり、複数の課題が重なって経験される複合差別の問題にも注意を払う必要があります。

さらには、遺伝子による疾病のリスク等の研究が進むことで、将来的に遺伝子検査による新しい差別が生まれる可能性が指摘されるなど、科学技術の発展及び社会や環境等の変化により、これからも新たな人権課題が生じることが考えられます。一方で、被爆者や公害病患者への偏見など、過去の問題として知る機会が失われることで、新たな誤解や偏見を生むことがないように、その経験を次代に引き継ぐことも大切な取組です。

様々な課題、新たな課題に対しても積極的に取り組むことが求められますが、一地方自治体だけでは解決することが難しいものもあることから、国や兵庫県の動向を把握し、関係機関への要請を行いながら対応していく必要があります。

施策の方針

- アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族です。国においては令和元（2019）年5月に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、ここでは国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこととされています。本町においても無関係の問題ではなく、必要に応じて適切に対応できるよう、関係機関と連携して取り組みます。
- ハンセン病患者・元患者及びその家族に対し、かつての我が国においては、国策として強制隔離政策が行われ、偏見や差別が生み出され、助長されました。その結果、療養所入所者は家族との関係を断たれ、療養所に入所しなかった者や療養所から退所した者も、病歴を周囲に隠して生活せざるを得ない状況に追い込まれました。患者・元患者の家族も、学校や職場、地域社会等で厳しい差別を受け、就職や結婚の際にも偏見や差別による被害を受けてきた歴史があります。このような歴史と現状を踏まえ、正しい知識と理解を得られるよう関係機関と連携して啓発を行い、偏見や差別の予防・解消を進めます。
- 刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人にとって、現実には極めて厳しい状況にあります。一方、犯罪や非行をした人の中には、生きづらさを抱え、社会の中で孤立している人、高齢者や障がいのある人など福祉による支援や配慮が必要な人などが多くいます。立ち直ろうとする人への理解を深め、保護司や更生支援に取り組んでいる団体等と連携して、必要

な支援につなげていくことで、犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進していく必要があります。本町においても、保護司会等と連携し、「社会を明るくする運動※」に取り組み、非行や犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めます。また、令和6（2024）年に策定した「播磨町再犯防止推進計画」に基づき、必要な施策を計画的に推進します。

○犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症による精神的、経済的な困難だけではなく、時に誹謗中傷等の対象とされたり、私生活の平穏が脅かされたりすることなどの問題が指摘されています。国においては、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成17（2005）年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行され、保護、捜査、公判等の過程における犯罪被害者等の人権への配慮や理解促進のために必要な施策を講ずるものとされています。また兵庫県においても、令和5（2023）年3月に「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」を制定し、同条例の理念を実現するための具体的な施策を盛り込んだ「兵庫県犯罪被害者等支援計画」を令和6（2024）年3月に策定しています。本町においてもこれらの取組を勘案し、必要な施策を講ずるものとします。

○北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権の問題について、拉致問題を風化させることがないように、国及び関係機関と連携して取り組みます。「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、毎年12月10日から16日に定められた「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」等を通じ、幅広い世代に向けた啓発を実施します。一方で、こうした取組が朝鮮半島にルーツを持つ住民への偏見や排除につながるようなことがないように、十分に配慮するものとします。

○多様な人権課題について町民等の理解を深める取組を行います。従来は人権課題とみなされてこなかった領域においても、人権にかかわる新たな課題が生じるものであるという認識のもと、新しい課題に開かれた人権施策の推進に取り組みます。

取組の柱

- 保護司会、更生保護女性会等への活動補助
- 各種啓発活動の推進



社会を明るくする運動

※社会を明るくする運動

犯罪や非行のない安全で安心な社会を目指す、地域に根ざした国民運動として、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域づくりに向けた様々な取組が実施されています。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本町では以下の体制で、全ての行政分野において、人権尊重条例に示された基本理念を踏まえた施策の推進に取り組みます。

- 人権課題について深い認識と実践力を持った町職員を養成するとともに、日頃から人権感覚を豊かにするため、全職員が積極的に人権課題について学び、日常の仕事を通じて自ら実践することで、人権の大切さが町民等に正しく理解されるよう努めます。
- 人権の擁護や差別事象への対応について、関係部局・機関が連携しやすい体制づくりを進めるとともに、役場全体での人権課題の共有と、相互に連携した施策の展開に努めます。
- 町民等、事業者、関係機関、関係団体と連携し、人権に関する情報提供・情報発信を強化するとともに、自主的な人権教育・啓発の取組の充実を促します。



2 町民等・事業者・関係団体・行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

人権尊重のまちづくりを着実に推進していくためには、町民等・事業者・関係団体・行政が、それぞれの役割を担いながら協働し、町全体で人権尊重の機運を高めていく必要があります。協働して取り組む環境づくりを進めます。

- 町民等は、人権尊重のまちづくりには一人ひとりの意識を高めていく必要があることを認識し、自分と他者の権利を大切にし、人権の擁護と差別の解消のために行動することが期待されます。また、差別とは知識や理解の不足のために意図することなくしてしまう場合があることに留意し、差別や人権の問題について、積極的に学ぼうとする態度を養うことが大切です。
- 事業者は、各種の事業を行うにあたり、そこで従事する人や、事業の対象となる人の権利が守られるよう、適切に取り組むことが求められます。また、地域社会の一員として、よりよいまちづくりのために町民等や関係団体と連携して取り組むことも期待されます。
- 関係団体は、その活動が誰かを排除したり、参加できなくさせていないかを点検するとともに、地域で生活する多様な人が参画し、共に行動することができるよう、取り組むことが期待されます。また、地域で共に生活する多様な人々が、互いに支えあい、助け合える関係づくりに向けて取り組むことも大切です。
- 行政は、地域で生活する全ての人の権利が守られるまちづくりに向け、必要な支援や制度をつくり、維持することが基本的な役割です。同時に、町民等・事業者・関係団体が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう、その活動を支援し、必要な情報や資源の提供を行うことが求められます。また、町職員の人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの担い手としての資質を高めていくことも重要な役割です。



播磨町人権尊重まちづくり検討委員会

3 計画の進捗評価

本計画に基づいて実施する施策・事業の進捗状況については、行政における評価、当事者や専門的な知見を有する委員を含む委員会等における評価をそれぞれ行い、必要に応じてその内容を見直すことで、計画の効果的な推進を図ります。

○本計画に基づいて実施する事業については、毎年事業評価を行い、その効果や課題について検証します。

○本計画に基づく施策の進捗状況については、毎年播磨町人権委員会等に報告し、意見を聞くとともに、それらの意見を踏まえた施策の改善に取り組むものとします。

○計画の進捗評価を行うにあたり、数量的な側面からの評価を可能とするよう、次のとおり指標・目標を定めます。なお、評価にあたっては、指標を用いた数量的な評価だけでなく、本計画の基本理念・基本方針に照らした施策・事業の趣旨や、行政の社会的な役割といった質的な側面からの評価も併せて行うものとします。

■分野横断的な施策の推進に関する指標

指標	現状値	目標値
人権にかかる教職員向け研修参加者数	163人 (令和7(2025)年度)	増加を目指す (令和12(2030)年度)
人権にかかる講演会等開催数	12回 (令和6(2024)年度)	16回 (令和12(2030)年度)
人権にかかる講演会等参加人数	640人 (令和6(2024)年度)	増加を目指す (令和12(2030)年度)
人権相談ダイヤル利用者数	— (令和7(2025)年度開始)	5人 (令和12(2030)年度)
障害者基幹相談支援センターと関係相談機関との連携強化の取組の実施 ※第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画より引用	25回 (令和4(2022)年度)	30回 (令和8(2026)年度)
情報モラル講演会開催数	6回 (令和6(2024)年度)	8回 (令和12(2030)年度)
インターネットモニタリング実施回数	52回 (令和6(2024)年度)	60回 (令和12(2030)年度)

■様々な人権課題についての取組の推進に関する指標

指標	現状値	目標値
本町男性職員の育休取得率 ※次世代育成支援・女性活躍推進に関する播磨町特定事業 主行動計画より引用	66.7% (令和5(2023)年度)	100% (令和11(2029)年度)
こどもの権利に関する講演会開催数	6回 (令和6(2025)年度)	継続 (令和12(2030)年度)
こどもの権利擁護委員への相談数	— (令和8(2026) 年度開始予定)	2件 (令和12(2030)年度)
虐待防止研修(従事者研修)参加者数	96人 (令和6(2024)年度)	増加を目指す (令和12(2030)年度)
成年後見センター相談者数	74件 (令和6(2024)年度)	200件 (令和12(2030)年度)
合理的配慮の研修参加者数	52人 (令和7(2025)年度)	60人 (令和12(2030)年度)
播磨町人権・同和教育研究協議会研究大会参加者数	133人 (令和6(2024)年度)	250人 (令和12(2030)年度)
本町職員における「播磨町差別事象等に係る対応の基本姿勢」の認知率	76.1% (令和7(2025)年度)	100% (令和12(2030)年度)
日本語教室開催数	14回 (令和7(2025)年度)	24回 (令和12(2030)年度)
多文化共生サポーター配置率※	50% (令和6(2024)年度)	75% (令和12(2030)年度)
感染症に関する情報発信回数	2回 (令和6(2024)年度)	5回 (令和12(2030)年度)

※多文化共生サポーター配置率

外国にルーツを持つ児童・生徒が、日本語および母国語での支援を必要とした際、希望人数に対して多文化共生サポーターを配置した割合。

4 本計画に基づいて実施する主な事業

■分野横断的な施策の推進

主な事業	事業目的	事業内容
(1) 人権教育の推進		
小学校体験活動事業	体験活動により、命の大切さなどを発展的、系統的に学ぶ。	・環境体験や自然学校の実施
「トライやる・ウィーク」事業	地域や自然の中で、生徒が主体性を発揮して様々な活動や体験をすることによって、自分なりの生き方を見つけるよう支援するなど「心の教育」を推進する。	・1週間の体験活動の実施
教育研究指導事業	教師の資質や指導技術の向上、また、様々な教育課題に対応する能力を育てるため、研修を行う。特に、命や人権を大切にする教育等、道徳教育、人権教育の充実に向けた研修を行う。	・町内道徳スキルアップ研修 ・全教職員人権研修会 ・研修会の開催
(2) 人権啓発の推進と学習機会の提供		
人権教育研究事業	播磨町人権・同和教育研究協議会において、地域や学校園、町職員、企業等の各推進委員会での活動を通して住民の人権意識の向上を図るとともに、人権教育における効果的な推進・啓発方や学習内容、評価等について研究協議する。	・播磨町人権・同和教育研究協議会研究大会の開催 ・研修会の開催 ・機関誌の発行
人権教育啓発事業	部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向け、ふれあいや交流を通して、よりよい人間関係づくりを目指す地域住民の主体的な活動を支援する。	・映画会や講演会、フォーラムの開催 ・各種啓発資料の作成 ・研修会の開催
家庭教育啓発事業	家庭教育の推進を図るため、保護者対象の研修会や啓発リーフレットの配布等を行う。	・家庭教育講演会の実施 ・家庭教育推進の啓発チラシの配布
自殺予防対策事業	自殺予防を目的とし、自殺対策計画に基づき、啓発事業等の自殺予防対策を推進する。	・人材育成や普及啓発事業 ・若年層及び中高年層対策事業 ・自殺対策連絡協議会や自殺防止対策部会の設置
広報事業	行政や住民活動の情報を提供するとともに、住民のまちづくりへの参画と協働を促す。 誰もが情報にふれやすく、街の情報が分かる街づくりを目指す。 町の魅力を積極的に発信し、郷土愛の醸成とタウンプロモーションの推進を図る。	・広報「はりま」、町ホームページ、SNS、ラジオ及びケーブルテレビ等による広報
(3) 人権相談・支援体制の充実		
人権尊重まちづくり推進事業	誰もがぬくもりを感じ、心が通い合うまちづくりの実現に向け、人権に係る施策を総合的かつ効果的に推進する。	・播磨町人権尊重まちづくり検討委員会の設置 ・人権委員会の設置 ・人権推進室及び人権相談ダイヤルの設置
孤独・孤立対策事業	「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を基盤として、予防の観点を含めた取組を実施することにより、地域福祉計画をはじめ各種計画を推進し、誰ひとり取り残されないまちを目指す。	・ワンストップ相談窓口の設置（総合相談窓口） ・孤独・孤立の予防（中学3年生「社会保障を学ぶ授業」の実施） ・官民連携のネットワークづくり
総合相談事業	生きづらさを抱える世帯の支援や多機関との連携による総合的な相談支援・様々な専門相談を行うことで、相談機能の充実を図る。	・生活困窮者相談・ひきこもり相談 ・権利擁護支援 ・就労支援

主な事業	事業目的	事業内容
(4) 関係機関・関係団体との協働		
人権教育研究事業【再掲】	播磨町人権・同和教育研究協議会において、地域や学校園、町職員、企業等の各推進委員会での活動を通して住民の人権意識の向上を図るとともに、人権教育における効果的な推進・啓発方や学習内容、評価等について研究協議する。	<ul style="list-style-type: none"> ・播磨町人権・同和教育研究協議会研究大会の開催 ・研修会の開催 ・機関誌の発行
各種団体支援	法務局、人権擁護委員協議会等と協働し、人権啓発の推進に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員協議会等への活動補助 ・「人権の花運動」の実施
民生委員・児童委員活動事業	民生委員児童委員及び主任児童委員から構成される民生委員児童委員協議会の活動を支援することによって、地域福祉の向上を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援世帯等への見守りおよび相談 ・定例会および研修による各委員の資質向上及び啓発
社会福祉協議会運営費補助事業	播磨町社会福祉協議会の運営費を助成し、地域社会福祉事業の効率的な運営と組織的活動の促進及び地域福祉の増進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会への運営費補助
(5) インターネット上の人権侵害に対する取組		
青少年健全育成事業	子ども達の健全育成を目的に、少年補導委員の委嘱とその活動ならびに町内2中学校区の青少年育成推進委員会への補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット利用に関する啓発
家庭教育啓発事業【再掲】	家庭教育の推進を図るため、保護者対象の研修会や啓発リーフレットの配布等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・こどものインターネット利用に関する研修
人権教育啓発事業【再掲】	部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向け、ふれあいや交流を通して、よりよい人間関係づくりを目指す地域住民の主体的な活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットモニタリングの実施

■様々な人権課題についての取組の推進

主な事業	事業目的	事業内容
(1) ジェンダー平等		
男女共同参画推進事業	女性の潜在力を活用し、暮らしやすい社会、活力ある社会をつくるため、関係機関と連携し女性の社会参加を支援する。また、性別にとらわれず、多様な生き方を尊重することができる社会を目指し、住民意識の醸成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する啓発
(2) こども		
こどもの権利推進事業	「播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例」を推進するにあたり、こどもの権利についての講演会等を実施することで周知を図るとともに、こどもの権利擁護に係る内容を相談できる体制を整備する。 また、こどもの意見を施策に反映させるため、こども会議を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの権利についての広報活動 ・こどもの権利に係る児童生徒への講演会 ・こども会議の開催 ・こどもの権利を擁護するための相談員等の配置
要保護児童児童対策事業	児童福祉に関する相談業務を実施するとともに、児童の養育について支援が必要な者について、家庭支援事業を提供することで、安定した児童の養育の実現に寄与する。 また、虐待を受けている児童の早期発見及び適切な支援等について、「要保護児童対策地域協議会」を構成する関係機関及び関係者の連携により、迅速かつ適切な対応を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉に関する相談業務 ・子育て家庭ショートステイ事業、子育て家庭訪問支援事業、養育支援訪問事業の実施 ・要保護児童対策地域協議会の適切な運営
子ども支援事業	こどもの問題行動や、不登校、発達に関すること、日本語指導が必要な児童生徒など、様々な支援が必要な児童生徒に関係機関と連携しながら対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 ・多文化共生サポーターの配置 ・特別支援教育委員会の開催 ・こども支援センター専門職員による教育相談

主な事業	事業目的	事業内容
サポートチーム播磨推進事業	各小中学校に、学校生活サポーター（SS）や有償ボランティアを配置（派遣）し、子どもたち一人ひとりの個性や能力の伸長を図るとともに、自立して生涯をたくましく生き抜く力の育成を目指し、児童生徒の学校生活全般の支援に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活サポーターの配置 ・専門サポーター（ICT支援教員、学校司書、個別学習指導員等）の配置 ・学生ボランティア（有償）の配置と活用
不登校対策支援事業	引きこもりや不登校児童生徒の社会的自立を目指し、きめ細やかな指導や一人ひとりに寄り添った多様な学びの実現を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいルームの運営 ・コミセンサテライトの運営 ・メンタルフレンド配置 ・不登校対策協議会講演会の開催 ・フリースクール授業料・交通費補助
医療的ケアのための看護師配置事業	学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒に対して、児童生徒の教育の機会の保障を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア実施のための看護師の配置
幼稚園運営事業	町立幼稚園・認定こども園の園児の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び町立園の円滑な運営を行う。障がい特性や医療的ケアの必要があっても幼児教育の提供が受けられる体制整備に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の特性に応じた支援員の加配 ・医療的ケア実施のための看護師の加配 ・医療的ケア実施のための訪問看護の委託
保育対策等促進補助事業	保育対策を実施することにより、多様な保育ニーズに対応できるよう社会福祉法人が行う障害児保育事業や医療的ケア児保育支援事業に対し、その費用の一部を助成することにより保育の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の保育受入れのために加配保育士を雇用した、町内保育施設に対する補助金の交付 ・看護師等を配置し、医療的ケア児を受け入れる保育施設に対する補助金の交付
いじめ防止対策推進事業	「播磨町いじめ防止基本方針」に則り、いじめの未然防止・早期発見ならびに、いじめ発生時の早期対応を図り、いじめの防止のみならず、重大事態化を防ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> ・「播磨町いじめ問題対策連絡協議会」の設置 ・「播磨町いじめ問題対策委員会」の設置
青少年健全育成事業【再掲】	子ども達の健全育成を目的に、少年補導委員の委嘱とその活動ならびに町内2中学校区の青少年育成推進委員会への補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・補導委員会及び町内の巡回補導の実施 ・青少年育成推進委員会での各種団体間の情報交換
(3) 高齢者		
地域包括支援センター運営事業	地域の高齢者の様々な相談に対応するとともに、高齢者虐待を防止するための周知・啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の総合相談 ・権利擁護事業 ・虐待防止研修
成年後見センター運営事業	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず申立を行う者がいない場合、申立費用の負担及び後見人の報酬の補助が困難な場合に支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の普及啓発 ・成年後見制度の相談
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用できるように相談機能の充実・利用促進を図るとともに、地域連携ネットワークづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見申立の必要経費の支援 ・成年後見人の報酬の補助
シルバー人材センター助成事業	高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保を図り、高齢者の福祉の増進と能力を活かした活力ある地域づくりに寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> ・加古郡広域シルバー人材センターの運営経費に対する助成
地方バス等公共交通維持対策事業	地域公共交通計画に即し、使いやすく持続可能な公共交通を確保し、まちのにぎわいを支える。	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが利用しやすい車両導入の検討、支援
道路維持管理事業	道路構造物等を適正に維持管理し、安全な通行を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・段差解消や点字ブロックの設置
(4) 障がい者		
地域支援ネットワーク事業	障がい者に対する理解促進や差別解消を進め、また障がいのある人の権利擁護を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議の設置 ・合理的配慮の啓発 ・講演会等の実施

主な事業	事業目的	事業内容
地域生活支援事業	障がい者が安心して地域で暮らすための支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許取得費助成事業 ・自動車改造費助成事業 ・手話通訳者派遣事業 ・手話奉仕員養成事業 ・移動入浴サービス事業 ・外出訓練、交流スポーツ振興等補助事業
子ども支援事業【再掲】	こどもの問題行動や、不登校、発達に関すること、日本語指導が必要な児童生徒など、様々な支援が必要な児童生徒に関係機関と連携しながら対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 ・多文化共生サポーターの配置 ・特別支援教育委員会の開催 ・子ども支援センター専門職員による教育相談
医療的ケアのための看護師配置事業【再掲】	学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒に対して、児童生徒の教育の機会の保障を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施などを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア実施のための看護師の配置
幼稚園運営事業【再掲】	町立幼稚園・認定こども園の園児の健全な育成に主眼をおき、教育内容の充実及び町立園の円滑な運営を行う。障がい特性や医療的ケアの必要があっても幼児教育の提供が受けられる体制整備に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の特性に応じた支援員の加配 ・医療的ケア実施のための看護師の加配 ・医療的ケア実施のための訪問看護の委託
保育対策等促進補助事業【再掲】	保育対策を実施することにより、多様な保育ニーズに対応できるよう社会福祉法人が行う障害児保育事業や医療的ケア児保育支援事業に対し、その費用の一部を助成することにより保育の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の保育受入れのために加配保育士を雇用した、町内保育施設に対する補助金の交付 ・看護師等を配置し、医療的ケア児を受け入れる保育施設に対する補助金の交付
障害児生徒通学支援事業	肢体不自由学校への就学が適切とされた児童生徒で、医療的ケアが常に必要な児童生徒について、保護者が医療的ケアに専念し、安全に通学できるよう介護タクシー等の利用を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護タクシー等の利用支援
障害者虐待防止事業	障害者虐待防止に向けた普及啓発や虐待発生時に迅速に対応するための体制整備を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発 ・一時保護施設の確保 ・専門職派遣
地方バス等公共交通維持対策事業【再掲】	地域公共交通計画に即し、使いやすく持続可能な公共交通を確保し、まちのにぎわいを支える。	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが利用しやすい車両導入の検討、支援
都市公園施設改修事業	公園施設を更新し公園長寿命化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ遊具や健康遊具の設置
道路維持管理事業【再掲】	道路構造物等を適正に維持管理し、安全な通行を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・段差解消や点字ブロックの設置
(5) 部落差別 (同和問題)		
人権教育研究事業【再掲】	播磨町人権・同和教育研究協議会において、地域や学校園、町職員、企業等の各推進委員会での活動を通して住民の人権意識の向上を図るとともに、人権教育における効果的な推進・啓発方策や学習内容、評価等について研究協議する。	<ul style="list-style-type: none"> ・播磨町人権・同和教育研究協議会研究大会の開催 ・研修会の開催 ・機関誌の発行
人権教育啓発事業【再掲】	部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向け、ふれあいや交流を通して、よりよい人間関係づくりを目指す地域住民の主体的な活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・映画会や講演会、フォーラムの開催 ・各種啓発資料の作成 ・研修会の開催、等

主な事業	事業目的	事業内容
(6) 外国人		
国際交流事業	播磨町と中華人民共和国天津市和平区・アメリカ合衆国オハイオ州ライマ市との友好都市・姉妹都市提携に基づき、相互理解と交流を深めるとともに、広く諸外国の人々との交流の促進を図る。 また、「播磨町国際交流協会」の支援を行うとともに住民主体の活動を促進し、地域の国際化を進める。	・姉妹都市との交流 ・「播磨町国際交流協会」の支援 ・日本語教室の開催
子ども支援事業【再掲】	こどもの問題行動や、不登校、発達に関すること、日本語指導が必要な児童生徒など、様々な支援が必要な児童生徒に関係機関と連携しながら対応する。	・スクールカウンセラーの配置 ・多文化共生サポーターの配置 ・子ども支援センター専門職員による教育相談
(7) 感染症の患者等		
感染症対策事業	播磨町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染症のまん延防止を講じる。	・感染症に関する情報提供 ・感染対策に関する普及啓発 ・感染症に関する偏見・差別についての啓発
(8) 性的マイノリティの人々		
男女共同参画推進事業【再掲】	性別にとらわれず、多様な生き方を尊重することができる社会を目指し、住民意識の醸成を図る。	・パートナーシップ制度の周知
(9) 様々な人権課題		
各種団体支援【再掲】	保護司会等と協働し、犯罪や非行のない安全・安心なまちづくりを推進する。	・加古川保護区保護司会、加古川地区更生保護女性会等への活動補助 ・「社会を明るくする運動」の実施
防犯対策事業	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって住民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること	・犯罪被害者又はその遺族に対する相談窓口の設置 ・遺族支援金、重傷病支援金の支給
見守りカメラ管理運用事業	犯罪の抑止、事件等の早期解決その他町民生活の安全の確保を図り、もって町民等が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与すること	・見守りカメラの管理、運用
防犯・交通パトロール事業	防犯啓発・交通事故抑止のため青色回転灯を装着した疑似パトロールカーによるパトロールを行うことにより、犯罪・事故の未然防止を図る	・下校時の学校園や通学路の児童等の見守り ・防犯啓発・交通事故抑止のためのパトロール



資料編

資料編目次

1	策定の経過.....	56
2	播磨町人権尊重まちづくり検討委員会設置要綱.....	57
3	播磨町人権尊重まちづくり検討委員会委員名簿.....	59
4	播磨町人権尊重のまちづくり条例.....	60
5	播磨町「共に生きよう ふれあいのまち」宣言.....	65
6	播磨町いじめ防止対策推進条例.....	66
7	播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例.....	69
8	世界人権宣言.....	78
9	日本国憲法（抄）.....	83
10	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	85
11	用語集.....	87

1 策定の経過

日程	会議等	主な内容
令和6（2024）年 9月2日（月）～ 9月26日（木）	人権に関する住民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：無作為抽出した18歳以上の町民（1,000人） ・回収：361件 ・有効回収率：36.1%
令和7（2025）年 4月21日（月）	第1回播磨町人権尊重 まちづくり検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・町長から推進計画策定について諮問 ・本年度事業計画案 ・計画名称の検討 ・推進計画骨子案の検討
6月30日（月）	第2回播磨町人権尊重 まちづくり検討委員会	先進地視察研修 <ul style="list-style-type: none"> ・三木市 ・三田市
8月6日（水）	第3回播磨町人権尊重 まちづくり検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察の報告 ・推進計画骨子案の検討 ・職員意識調査について
8月20日（水）～ 9月2日（火）	人権に関する職員意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：播磨町職員（278人） ・回収：243件 ・有効回収率：87.4%
9月29日（月）	第4回播磨町人権尊重 まちづくり検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査結果の報告 ・推進計画素案の検討①
10月27日（月）	第5回播磨町人権尊重 まちづくり検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画素案の検討②
11月21日（金）	第6回播磨町人権尊重 まちづくり検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント案の検討
12月19日（金）～ 令和8（2026）年 1月17日（土）	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに計画案を公表 ・関係機関、施設に募集用紙の設置 ・意見提出1件
令和8（2026）年 1月14日（水）	第1回播磨町人権委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・播磨町人権委員会の審議事項等について ・播磨町人権尊重のまちづくり推進計画について
1月23日（金）	第7回播磨町人権尊重 まちづくり検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの報告 ・人権委員会の報告 ・推進計画素案の確認
1月28日（水）	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重まちづくり検討委員会委員長から町長へ推進計画策定について答申

2 播磨町人権尊重まちづくり検討委員会設置要綱

令和6年7月10日要綱第61号

(設置)

第1条 全ての町民の人権が尊重されるまちづくりの実現に向け、人権教育、啓発その他の施策を総合的かつ効果的に推進していくため、播磨町人権尊重まちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権に係る課題に対する調査研究に関すること。
- (2) 人権に係る町民意識調査に関すること。
- (3) 人権に係る条例案の検討に関すること。
- (4) 人権に係る推進計画案の検討に関すること。
- (5) その他人権尊重の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 人権に関する知識及び経験を有する者
- (3) 関係団体等の代表者又は構成員
- (4) 公募による住民
- (5) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、個人情報その他職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保険部健康福祉課、住民協働部協働推進課及び教育委員会地域学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(準備行為)

2 この要綱の適用の日以降に行う第3条第2項に規定する委員の委嘱その他委員会の設置のために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(委員会の招集の特例)

3 この要綱の施行の日以降最初に開かれる会議及び委員の任期満了後における最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 播磨町人権尊重まちづくり検討委員会委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名
1	兵庫大学	教授	よしはら けいこ ◎吉原 恵子
2	加古川保護区保護司会	保護司	ふじさわ てるお 藤澤 輝雄
3	播磨町人権・同和教育研究協議会	会長	いのうえ ひろよし ○井上 浩義
4	播磨町立播磨南中学校	校長	ふくだ よしなり 福田 吉成
5	加古川人権擁護委員協議会	委員	まつい けいこ 松井 佳子
6	播磨町地域自立支援協議会	事務局	まぎもと かずこ 政本 和子
7	兵庫県男女共同参画推進委員会 播磨町人権教育推進懇談会	委員 委員	まつもと あきこ 松本 彰子
8	播磨町国際交流協会	会員	あつ 阿津 アストゥリーダ
9	社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会	会長	こんどう たつき 近藤 龍樹
10	播磨町シニアクラブ連合会 播磨町民生委員・児童委員協議会	事務局長 委員	みやお なおこ 宮尾 尚子
11	播磨町自治会連合会	会長	なかじま なおみ 中島 直實
12	播磨町商工会	副会長	くぼた ようへい 久保田 洋平
13	播磨町人権・同和教育研究協議会	元会長	かんき めぐみ 神吉 恵
14	公募町民		かたひら やすこ 加田平 靖子
15	公募町民		ふるた ゆき 古田 雪

◎委員長 ○副委員長

4 播磨町人権尊重のまちづくり条例

令和7年3月21日条例第10号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第11条）

第2章 不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実

第1節 相談体制（第12条）

第2節 不当な差別的取扱いに係る紛争の解決を図る体制（第13条－第18条）

第3章 声明（第19条）

第4章 人権委員会（第20条－第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、基本的人権の享有が保障されなければならない。基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念を貫く人類普遍の原理である。

播磨町においては、平成元年4月に人権尊重を基調とした「共に生きよう ふれあいのまち」宣言を行い、その精神を踏まえ、各種取組を展開してきた。

しかしながら、社会においては依然として人権侵害及び差別が存在している。また、時代の変化に伴い、インターネットを利用した誹謗中傷、性的少数者等への不当な差別、感染症への偏見その他新たな人権問題が生じている。

このような課題を解決し、人権が尊重される社会を実現するためには、一人一人の個性を認め合い、差別を無くす強い意志を持ち、行動を起こすことが必要である。

よって、私たち播磨町は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下で、「あらゆる人権侵害を許さない」と改めて宣言するとともに、誰もがぬくもりを感じ、心が通い合うまちづくりを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて基本理念を定め、播磨町（以下「町」という。）、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に居住し、若しくは通勤する者又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 関係団体 町内の人権に係る協議会、営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。
- (4) 関係機関 国、兵庫県、法務局、警察署、他の地方公共団体等をいう。
- (5) 不当な差別 人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。）、ジェンダーアイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。）、障害、疾病、出身その他の属性（以下「人種等の属性」という。）を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、若しくは行使することを妨げ、又は害する目的若しくは効果を有するものをいう。

(6) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく人種等の属性を理由に、財、サービス若しくは機会の提供を受け入れないこと、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは当該人種等の属性を有さない者に対しては付さない条件を付すことその他の不当な差別的取扱いによるものをいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、誰もが一人一人異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施されなければならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(表現の自由等への配慮)

第5条 この条例の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(町の責務)

第6条 町は、第3条に定める基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を推進しなければならない。

2 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、人権尊重の視点をもって取り組まなければならない。

(町民等、事業者及び関係団体の責務)

第7条 町民等、事業者及び関係団体は、町が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(推進計画)

第8条 町長は、人権施策を推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 町長は、推進計画にのっとり、人権施策を具体的かつ計画的に推進するものとする。この場合において、第10条第1項に規定する調査等の結果を踏まえるものとする。

3 町長は、推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ播磨町人権委員会（以下「人権委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 町長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(人権教育及び人権啓発)

第9条 町は、人権尊重のまちづくりを推進するため、町民等及び事業者に対し人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。以下同じ。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 町は、町民等がその発達段階に応じて人権についての理解を深めるため、多様な機会を活用して人権教育及び人権啓発を行うものとする。

(調査及び情報の収集)

第10条 町長は、人権施策を効果的に推進するため、必要な調査及び情報の収集を行うものとする。

2 町長は、前項の調査を行ったときは、その結果を公表するものとする。ただし、町長が公表することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(多様な主体と連携した取組)

第11条 町は、人権尊重のまちづくりの推進に向けた町民等の意識の醸成を図るとともに、効果的な人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に関する相談及び支援が実施できるよう、関係機関、町民等、事業者、関係団体その他多様な主体と連携するよう努めるものとする。

第2章 不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充実

第1節 相談体制

(相談業務)

第12条 町は、不当な差別的取扱いを受けた者、その家族その他の関係者からの不当な差別的取扱いに関する相談（以下「相談」という。）に応じなければならない。

2 町は、相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 関係機関と必要に応じて連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと。

(2) 必要に応じて関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 相談に応ずる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 町は、第2項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談に応ずる者に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。

第2節 不当な差別的取扱いに係る紛争の解決を図る体制

(申立て)

第13条 町民等は、不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、当該不当な差別的取扱いに係る紛争（以下「差別事案」という。）について、町長に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 町民等の家族その他の関係者は、当該町民等が不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、当該差別事案について、当該町民等に代わって、町長に対し当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

3 前項の申立ては、不当な差別的取扱いを受けたと思料される者の意思に反してすることができない。

4 第1項及び第2項の申立て（以下「申立て」という。）は、当該申立てに係る差別事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するもの

(2) 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のもの

(3) 法令（民事調停法（昭和26年法律第222号）を除く。）に基づくあっせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関するもの

(4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出をすることができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するもの

(5) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過したもの

(6) 現に犯罪の捜査の対象となっているもの

(7) 差別事案に係る相手方（以下「相手方」という。）が不明であるもの

(8) 町の区域外で生じたもの。ただし、差別事案がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法により行われた場合であって、相手方が町民等又は事業者であるときは、町の区域内で生じたものとみなす。

(助言及びあっせん)

第14条 町長は、申立てがあったときは、当該申立てをした者（前条第2項の場合における不当な差別的取扱いを受けたと思料される者を含む。以下「申立人」という。）、相手方その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないことを認

められるときは、この限りでない。

- 2 町長は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
- 3 町長は、助言若しくはあっせん又は前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる差別事案に係る町の機関（町長を除く。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 町長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ人権委員会の意見を聴くものとする。ただし、第2項に規定する調査の結果等から人権委員会に意見を聴く必要がないと町長が認めるときは、この限りでない。
- 5 助言又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が町であるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、町長は、助言又はあっせんを行うに当たり、あらかじめ人権委員会の意見を聴くものとする。
- 6 町長は、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんに打ち切ることができる。

（あっせんに関する勧告）

第15条 町長は、前条第1項のあっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いに該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該あっせんの内容に従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（意見の聴取）

第16条 町長は、前条の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表）

第17条 町長は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、第14条第1項の助言若しくはあっせん又は第15条の規定による勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

（差別事案に係る調査）

第18条 人権委員会は、第14条第4項又は第5項の規定により意見を聴かれた場合において、必要があると認めるときは、差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

- 2 人権委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は臨時委員に、あらかじめ指定する範囲で前項の調査を行わせることができる。

第3章 声明

（声明）

第19条 町長は、不当な差別に該当する事案で深刻なものが発生した場合において、必要があると認めるときは、町民等及び事業者への不当な差別意識の広がりを抑えるため、声明を発出することができる。

- 2 町長は、前項の規定により声明を発出しようとするときは、あらかじめ人権委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、かつ、その意見を聴く時間的余裕がない場合は、この限りでない。
- 3 人権委員会は、前項本文の規定により意見を聴かれたときは、町長が定めた期間内に町長に答申するものとする。

- 4 町長は、第2項ただし書の規定により、人権委員会に意見を聴かずに第1項の規定により声明を
発出したときは、当該声明を発出した後、人権委員会にその旨を報告しなければならない。
- 5 人権委員会は、第2項本文の規定により意見を聴かれた場合において、その調査審議のため必要
があると認めるときは、関係者に意見を述べる機会を与えることができる。

第4章 人権委員会

(設置)

第20条 町長は、次の事項を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に
規定する附属機関として、人権委員会を置く。

- (1) 第8条第3項の規定による諮問に応じて調査審議すること。
- (2) 第14条第4項及び第5項において、調査審議し、その結果を答申すること。
- (3) 前条第4項の規定により町長から報告を受けること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、第2章に規定する不当な差別的取扱いの解決に向けた体制の充
実に関する事項及び前章に規定する声明に関する事項について、町長から意見を聴かれた場合に
おいて、調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。

(組織)

第21条 人権委員会は、委員4人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、人権委員会に、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第22条 人権委員会の委員及び臨時委員は、人権に関する豊かな知識及び経験を持ち、中立性及び専
門性を有する学識経験のある者から、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残
任期間とする。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。
- 4 委員の再任は妨げないものとする。

(守秘義務)

第23条 人権委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退
いた後も同様とする。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、人権委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第5号）の一部を
次のように改正する。

別表播磨町いじめ問題調査委員会の項の次に次のように加える。

人権委員会	委員長	//	15,000
	委員	//	10,000

5 播磨町「共に生きよう ふれあいのまち」宣言

ゆかしい歴史と恵まれた自然の中に生きるわたしたちは、心豊かに幸せな生活を送りたいと願っています。そのために、一人ひとりがお互いのいのちと人権を大切に、共に学び、仲間としてふれあい、共感の輪を広げていきます。

ここに、わたしたちは人間尊重の原点に立ち、『共に生きよう ふれあいのまち』を宣言します。

みんなの暮らしにぬくもりがかよひあう明るいまちづくりをめざし、誇りをもって21世紀の扉をひらくよう努めます。

(平成元年4月28日宣言)

わたしたちは

1. 人権意識を高め、あらゆる差別をなくします。
1. 学習をすすめて、正しい生き方を身につけます。
1. ふれあいを深め、あたたかい人間関係を築きます。

6 播磨町いじめ防止対策推進条例

令和5年3月20日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め播磨町（以下「町」という。）、播磨町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、町立学校及び町立学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、町の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめの防止等 いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (2) 町立学校 播磨町立学校設置条例（昭和61年条例第26号）に規定する小学校及び中学校をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。
- 3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。
- 4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、町、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、町立学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(町立学校及び町立学校の教職員の責務)

第7条 町立学校及び町立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該町立学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、町立学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該町立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身

の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、町、教育委員会及び町立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(播磨町いじめ防止基本方針)

第9条 町は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を播磨町いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(播磨町いじめ問題対策連絡協議会)

第10条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、播磨町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 町又は町立学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項

(2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

(3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(播磨町いじめ問題対策委員会)

第11条 基本方針に基づく町におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、播磨町いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について、調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、町立学校において法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(播磨町いじめ問題調査委員会)

第12条 町長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、町長の附属機関として、播磨町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」

という。)を置くことができる。

- 2 調査委員会は、町長の諮問に応じ、対策委員会が実施した法第28条調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。
- 3 町立学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、対策委員会の委員以外のものうちから、町長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、町長が任命したときから、再調査が終了するときまでとする。
- 6 調査委員会を設置したときは、町長は、これを播磨町議会に報告する。
- 7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（個人情報取扱い）

第13条 協議会、対策委員会及び調査委員会の委員は、正当な理由なく職務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
（特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表学校薬剤師の項の次に次のように加える。

播磨町いじめ問題対策連絡協議会	委員長	日額	9,500
	委員	//	8,500
播磨町いじめ問題対策委員会	委員長	//	15,000
	委員	//	10,000
播磨町いじめ問題調査委員会	委員長	//	15,000
	委員	//	10,000
	専門員	//	8,500

7 播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 こどもにとって大切な権利（第6条—第10条）

第3章 生活の場におけるこどもの権利の保障（第11条—第14条）

第4章 こどもの権利に関する基本的な施策等（第15条—第18条）

第5章 こどもの権利に関する相談、救済等（第19条—第32条）

第6章 条例の推進体制（第33条・第34条）

第7章 雑則（第35条・第36条）

附則

私たちは、播磨町に住むこどもです。

私たちは、日々の生活の中で、もっと自分の意見を聴いてほしい、もっと受け止めてほしい、もっと認めてほしいと感じています。また、もっと自由に、もっと学びたい、もっと自分らしくいたいと感じたりしています。

危険なことや悲しいことがあったときも、自分という個性が尊重され、心の安全が守られながら、快適に、安心して幸せに生きていたいと思っています。

そして、よく食べて、よく遊び、よく知って、よく寝て、プライバシーも守られながら、自分らしく、将来の夢を実現したいと願っています。

私たちがもっとも大切だと考えるのは、一人ひとりが自分らしくあるために、個人として尊重されることです。これが保障されなければ、人は幸せに生きることが難しくなります。

私たちが考える「尊重」とは、他者の存在や価値、他者の人格を認め、他者の意見を大切に扱うことです。個人として尊重し合うことは、さまざまな問題を解決する上での基本であり、お互いに気持ちよく過ごせるための基礎でもあります。

また、個人として尊重されるためには、お金があるかないか、障がいがあるかないかなどによって差別されないことも大切です。

私たちは、一人ひとりが人格を持つ者として尊重されるために、私たちの意見や声をしっかりと聴かれることも、とても大事だと考えています。

私たちは、ここに、「こどもの権利」があることを確認します。

私たちには、個人として尊重される権利、差別されない権利、意見を自由に表明し、これを受け止めてもらう権利、学びながら成長する権利、自分にとってもっともよいことを共に考えてもらう権利などがあります。

この条例は、子どもの権利条約を踏まえ、私たちが持っている権利を改めて明らかにするとともに、私たちだけでなく、将来のこどもたちのために、こどもの権利が守られる播磨町になってほしいという願いを込めて、私たちが播磨町に制定を求めるものです。

この条例に書かれている内容は、家族、先生、地域の人々、町役場の人々など、播磨町に関わるすべての人たちに守ってもらいたいです。

また、こどもたち同士でも、この条例で定められた権利を互いに尊重し合うことが必要です。

播磨町には、おとなたちがこどもの権利を学ぶ機会をつくり、こどもたちが安心して暮らせるよう、危険な場所をなくすなどして、より一層安全なまちになってもらいたいです。

何よりも、こどもの意見を聴き、こどもも人格を持つ主体であることを尊重したまちになってほし

いです。

また、誰もが孤独にならず、誰一人取り残されないまちになってほしいです。

さらに、こどもの最善の利益が守られ、意見を表明する権利、他者と関わりながら成長する権利、一人ひとりのペースに合った学習の権利だけでなく、休憩する権利や遊ぶ権利など、こどものさまざまな権利が守られるまちになってほしいです。

もし、こどもが自分の権利が守られていないと感じたときに、相談できる場所もつくってほしいです。そして、こどもの権利が守られているかを定期的に調査し、その調査結果を公表してほしいと考えます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、播磨町に関わる全てのこどもの権利を保障し、播磨町全体でこどもを支え合う仕組みを定めることにより、こどもが自分らしく生き、育つことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者又はこれと同等に心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わりこどもを養育する者をいう。
- (3) 町民等 播磨町内に住所を有する者、播磨町内にあるこども関係施設に在籍する者、播磨町内にある事務所又は事業所に勤務する者及び播磨町内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (4) こども関係施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。
- (5) こども支援センター 播磨町教育委員会が中心となり、こどもたちの成長段階に応じて継続的にこどもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の様々な分野と連携し、重層的かつ総合的にこどもを支援する仕組みを構築し、こどもの最善の利益（こども基本法第3条第4号に規定する最善の利益をいう。以下同じ。）を実現するための組織をいう。
- (6) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。
- (7) 体罰等 しつけ、懲戒、指導その他名目のいかに問わず身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。
- (8) いじめ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。

(基本理念)

第3条 こどもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければならない。

- (1) こども又は保護者の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されないこと。
- (2) こどもの最善の利益が優先して考慮されること。
- (3) こどもは生きる権利を有し、その健やかな成長及び発達が可能な限り確保されること。
- (4) 自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができること及びその意見がそのこどもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重されること。
- (5) 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができること及びその権利の行使に

当たって必要な支援を受けられること。

(播磨町等の役割)

第4条 播磨町は、こどもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、これを保障しなければならない。

- 2 保護者は、その養育するこどもの養育及び発達について第一義的に責任を有していることを認識し、その養育するこどもの権利を保障しなければならない。
- 3 こども関係施設の設置者及び管理者は、当該こども関係施設においてこどもの権利を保障しなければならない。
- 4 町民等は、家庭、こども関係施設又は地域の中で相互に連携し、及び協力し、こどもの権利を保障しなければならない。

(連携等)

第5条 播磨町は、こどもの権利の保障に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体並びに保護者、町民等、こども関係施設、こども支援センター及びこどもの権利擁護に取り組む団体等との連携又は協働に努めなければならない。

- 2 播磨町は、こどもの権利の保障に資するため、町民等、こども関係施設及びこどもの権利擁護に取り組む団体等が相互に連携することができるよう、必要な支援を行わなければならない。

第2章 こどもにとって大切な権利

(こどもの権利の保障等)

第6条 この章に規定する権利は、こどもが成長及び発達していくために大切なこどもの権利として保障されなければならない。

- 2 こどもは、自らの権利を大切にするとともに他者の権利を尊重することができる力を身に付けるために、必要な支援を受けることができる。

(安心して生きる権利)

第7条 こどもは、安心して生きるために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 命が守られ、個人として尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。
- (4) あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
- (6) 平和及び安全な環境の下で生活できること。
- (7) 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

(自分らしく育つ権利)

第8条 こどもは、自分らしく育つために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 個性及び他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 遊ぶこと、休むこと及び余暇を持つことができること。
- (3) 年齢及び理解の程度に応じて学ぶこと。
- (4) 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。
- (5) 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達の程度に応じて自分で考え決めることができること。
- (6) 地域及び社会の活動に参加すること。
- (7) 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

(守られる権利)

第9条 こどもは、心身を傷つけるものから守られるために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。

- (2) あらゆる搾取から守られること。
- (3) こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自らの意思及び考えが尊重されること。
- (5) 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
- (6) 誇りを傷つけられないこと。

(意見表明及び参加する権利)

第10条 こどもは、自らに関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達に応じてその意見が尊重されること。
- (2) 自らの意見を表明するために必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
- (3) 仲間を作り、その仲間と集まること。
- (4) 社会に参画し、意見を活かされる機会があること。
- (5) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

第3章 生活の場におけるこどもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 保護者は、その養育するこどもの最善の利益を考慮し、そのこどもの成長及び発達に応じて養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、その養育するこどもが権利を行使する際には、そのこどもの最善の利益を確保するため、そのこどもの年齢及び発達に応じて支援に努めるものとする。
- 3 保護者は、その養育するこどもの言葉、表情、しぐさ等からこどもの思いを受け止め、これを尊重するものとする。
- 4 保護者及びこどもと同居する者は、そのこどもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。
- 5 保護者は、そのこどもの養育に当たって、播磨町から必要な支援を受けることができる。

(こども関係施設における権利の保障)

第12条 こども関係施設の設置者及び管理者は、こどもが自分らしく育ち、学び、又は活動できる安全で安心な環境の整備に努めるものとする。

- 2 こども関係施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)は、当該施設において、こどもの最善の利益を考慮し、年齢及び発達に応じて適切な支援に努めるものとする。
- 3 施設関係者は、こどもが、当該施設の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。
- 4 施設関係者は、当該施設において、こどもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。
- 5 施設関係者は、当該施設において、いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、こどもの最善の利益を考慮し、関係する機関と連携し、こどもの権利の救済等に努めるものとする。
- 6 こども関係施設の設置者及び管理者は、当該施設の職員に対し、こどもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めるものとする。
- 7 播磨町は、こども関係施設の設置者及び管理者がこどもの権利を保障するために必要な活動に対して、その支援に努めなければならない。

(地域における権利の保障)

第13条 町民等は、地域の中でこどもを見守り、こどもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めるものとする。

- 2 町民等は、こどもが、地域の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

- 3 町民等は、こどもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。
- 4 播磨町は、町民等がこどもの権利を保障するために必要な活動に対して、その支援に努めなければならない。

(他者の権利の尊重)

第14条 こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとする。

第4章 こどもの権利に関する基本的な施策等

(意見表明及び社会参加の機会の確保)

第15条 播磨町は、こどもが播磨町の施策に対して意見を表明する機会の確保に努めなければならない。

- 2 播磨町は、ボランティア活動、国際交流活動その他のこどもが社会参加する機会の確保に努めなければならない。
- 3 播磨町は、こどもが意見を表明し、又は社会に参加しやすくなるよう、その支援に努めなければならない。

(虐待、体罰等、いじめの防止等)

第16条 播磨町は、虐待の防止等のため、必要な体制の整備、関係する機関との連携の強化、研修の実施及び広報その他の啓発に努めなければならない。

- 2 播磨町は、播磨町が設置するこども関係施設における虐待及び体罰等を禁止するとともに、他のこども関係施設における虐待及び体罰等の防止に必要な支援に努めなければならない。
- 3 播磨町は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実施しなければならない。
- 4 播磨町は、虐待、体罰等及びいじめの被害者又は発見者が通報又は相談しやすい環境の整備に努めなければならない。

(特別な配慮が必要なこども及びその保護者に対する支援)

第17条 播磨町は、障害のあるこども、経済的に困窮している家庭のこども、ひとり親家庭のこども、本人又は保護者が外国籍のこども、不登校のこどもその他の特別な配慮が必要なこどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、そのこども又はその保護者に対し必要な支援に努めなければならない。

- 2 播磨町は、前項に規定する特別な配慮が必要なこどもを把握するため、必要に応じて調査、訪問等を実施するものとする。

(成長及び発達に資する支援)

第18条 播磨町は、こどもの成長及び発達に資する体験及び交流の促進を図るとともに、当該体験及び交流のための場又は機会の提供に努めなければならない。

- 2 播磨町は、こどもの芸術的又は文化的な活動、運動及び余暇の利用の促進を図るとともに、これらの機会の提供に努めなければならない。
- 3 播磨町は、家庭及びこども関係施設以外にこどもが安心して過ごすことができる場を確保するよう努めなければならない。
- 4 播磨町は、こどもが必要かつ適切な医療、福祉及び教育を受けられるよう、こども又はその保護者に対し、必要な支援に努めなければならない。

第5章 こどもの権利に関する相談、救済等

(擁護委員の設置)

第19条 町長は、こどもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切にこれを擁護し、及び救済するため、播磨町こどもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を置く。

(擁護委員の職務)

第20条 擁護委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) こどもの権利に関する相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと。
- (2) こどもの権利の侵害からこれを擁護し、若しくは救済するための申立て（以下「救済等の申立て」という。）又は擁護委員の発意により、調査、調整、是正等の勧告又は要請及び制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。
- (3) 前号の規定による勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (4) こどもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(擁護委員の責務)

第21条 擁護委員は、こどもの権利の擁護者として、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、その職務の遂行に当たっては、関係する機関との連携及び協力に努めなければならない。

- 2 擁護委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはならない。
- 3 擁護委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(擁護委員の定数、任期等)

第22条 擁護委員の定数は、3人以内とする。

- 2 擁護委員は、人格が高潔であり、こどもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 弁護士
 - (2) 大学の教員
 - (3) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、こどもの権利擁護に関し実務経験を有するものとして町長が認める者
- 3 擁護委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 町長は、擁護委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他擁護委員として明らかにふさわしくない行為があると認められる場合は、その擁護委員を解職することができる。

(擁護委員への協力)

第23条 播磨町の機関は、擁護委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

- 2 播磨町の機関以外のものは、擁護委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。
- 3 町長は、播磨町の機関以外のものに対し、擁護委員の職務の遂行に協力するよう要請することができる。

(相談及び救済等の申立て)

第24条 何人も、次に掲げるこどもの権利に係る事項について、擁護委員に対し、相談及び救済等の申立てを行うことができる。

- (1) 播磨町内に居住するこどもに係るもの
 - (2) 播磨町内に通勤し、又は播磨町内に通学し、通所し、若しくは入所するこども（前号に掲げるこどもを除く。）に係るもの（相談又は救済等の申立ての原因となった事実が播磨町内又は当該勤務先、通学先、通所先若しくは入所先の事業活動の中で生じたものに限る。）
- 2 救済等の申立ては、書面又は口頭で行うものとする。
 - 3 擁護委員は、相談又は救済等の申立てがあった場合において、その内容が第1項各号のいずれに

も該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(調査及び調整)

第25条 擁護委員は、救済等の申立てに係る事実又は擁護委員の発意により取り上げた事案について、調査を行うものとする。

- 2 擁護委員は、擁護若しくは救済が必要なこども又はその保護者以外の者から救済等の申立てがされた場合において調査を行うときは、当該こども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該こどもの権利が現に侵害されている場合であって、その救済等のため緊急の必要性があると擁護委員が認めるときは、この限りでない。
- 3 擁護委員は、第1項の調査について、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。
- 4 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、関係する播磨町の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、こどもの権利の侵害からの擁護又は救済を図るため必要な限度において、播磨町の機関以外のものに対し、説明を求め、資料の提出を要求し、その他の協力を求めることができる。
- 6 擁護委員は、第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、こどもの権利の侵害からの擁護又は救済のため、関係者間の調整を行うことができる。

(調査の対象外)

第26条 擁護委員は、救済等の申立てに係るこどもの権利の侵害が次のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとする。ただし、特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 裁決、判決等により確定した権利関係に関する事案又は裁決、判決等を求め現に係争中の事案に関するものである場合
- (2) いじめ防止対策推進法第28条の規定による調査が現に行われている場合
- (3) 擁護委員の行為に関するものである場合
- (4) 救済等の申立ての原因となった事実のあった日から10年を経過している場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救済等の申立ての内容に重大な虚偽のあることが明らかである場合その他調査することが明らかに適当ではないと認められる場合

(勧告等の実施)

第27条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する播磨町の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する播磨町の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができる。
- 3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた播磨町の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要請)

第28条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する播磨町の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(報告及び公表)

第29条 擁護委員は、第27条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該播磨町の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の規定により報告を求められた播磨町の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算し

て60日以内に、擁護委員に対して、その是正等又は改善の措置の状況について報告しなければならない。

- 3 擁護委員は、第27条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができる。
- 4 擁護委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(結果等の通知)

第30条 擁護委員は、第25条第1項の規定による調査を実施し、これを第27条から前条までの規定により処理したときは、処理の概要を次に掲げる者に対し、速やかに通知しなければならない。第25条第3項の規定により調査を中止し、又は打ち切ったときも同様とする。

- (1) 救済等の申立てを行った者
- (2) 第25条第2項の同意を得た者

(活動状況の報告等)

第31条 擁護委員は、毎年度、その活動状況について、町長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(相談員)

第32条 町長は、擁護委員の職務の遂行を補佐するため、相談員を置く。

- 2 相談員は、こどもの代弁者として、こどもの気持ち及び思いを丁寧に聴くとともに、こどもの主体性が尊重されるよう、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 3 第21条の規定は、相談員について準用する。

第6章 条例の推進体制

(普及啓発)

第33条 播磨町は、こども、保護者、町民等及び施設関係者に対し、こどもの権利の普及啓発を行うものとする。

- 2 播磨町は、家庭、こども関係施設及び地域においてこどもの権利に関する学習等が推進されるよう必要な支援及び環境の整備に努めなければならない。
- 3 播磨町は、こども及び町民等の関心を高めるとともに、その理解を深めるため、11月を「はりまこどもの権利月間」と定め、更なる普及啓発を図るものとする。

(推進計画)

第34条 播磨町は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 前項の推進計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づいて策定するこども施策についての計画を位置付けるものとする。
- 3 推進計画の評価及び検証は、播磨町子ども・子育て会議条例(平成25年条例第13号)第1条の規定により設置される播磨町子ども・子育て会議で行うものとする。
- 4 前項の評価と検証は、こどもの権利の保障状況を踏まえて行うものとする。
- 5 前項のこどもの権利の保障状況を把握するため、擁護委員の意見及び様々な手段を講じ、あらゆる年代のこども、保護者その他関係者からの意見を聴取するものとする。

第7章 雑則

(財政上の措置)

第35条 播磨町は、こどもの権利に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表人権委員会の項の次に次のように加える。

こどもの権利擁護委員	//	30,000以内
------------	----	----------

(播磨町子ども・子育て会議条例の一部改正)

- 3 播磨町子ども・子育て会議条例(平成25年条例第13号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号を同条第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
(2) 播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例(令和7年条例第 号)第34条第3項に規定する評価及び検証を行うこと。

8 世界人権宣言（1948年12月10日 第3回国際連合総会採択 外務省仮訳文）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対す

る保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

9 日本国憲法（抄）（昭和21年11月3日公布 昭和22年5月3日施行）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

10 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日公布施行）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

11 用語集

○アイヌ

北海道を中心に日本列島北部に先住していた少数民族。アイヌとは「人間」を意味する言葉。明治期以降の同化政策により、人口が減少し、独自の言語や文化を継承する機会を奪われてきた。

○インクルーシブ教育システム

障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが可能な限り地域の学校で共に学ぶことができる教育のこと。障がいのあるこどもが一般的な教育制度から排除されることなく、必要な「合理的配慮」の提供を受けながら、自身の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられることされる等が必要とされている。

○インターネットモニタリング

インターネット上の掲示板等における差別的な書き込みを監視し、悪質な書き込みに対しては、プロバイダー（インターネットへの接続サービスを提供する事業者）等に対して削除要請を行うことで、拡散防止を図る取り組み。

○HIV

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略。ヒトの体を様々な細菌やウイルスなどの病原体から守るために重要な役目を持つ免疫機能を破綻させるウイルスで、これに感染することによって人体に備わっている抵抗力が弱まり、様々な感染症や悪性腫瘍などがひきおこされる病気をエイズ（後天性免疫不全症候群）という。現在は、適切な治療を受けることで、健康な生活を継続することができる慢性疾患とみなされている。

○合理的配慮

障害者権利条約では、障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整とされており、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を解消するために取り組むこと。障害者差別解消法では、合理的配慮の提供を公共機関だけでなく民間事業者にも義務付けている。

○コミセンサテライト

不登校のこどもへの支援の一環として、播磨町教育委員会が町内の各コミュニティセンターで実施している事業で、こども支援センター（ふれあいルーム）を拡充し、学校に行きにくいこどもの居場所として自由に利用できる時間・場所を設定している。

○障害の社会モデル

障害者の権利条約や、これを受けた改正障害者基本法において採用されている考え方で、障害の定義の基礎を、心身の機能に障害があること自体に置く（医療モデル）のではなく、

障害があるためにあたり前の生活ができなくなる社会のあり方が問題であるとする考え方。障害がある人の生活の障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のものを「社会的障壁」と呼び、これをなくしていくことが求められている。

○人権文化

人権尊重の理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて、生活文化として定着している状態。日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動したりすることがあたり前の文化として確立されていること。

○成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等の理由で、一人で物事を判断することに困難を有する人に対し、財産の管理・身上監護等本人の権利を守る援護者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

○セクシュアル・ハラスメント

「性的嫌がらせ」のこと。略して「セクハラ」と言われる。相手が不快と思う性的な言動によって、個人の尊厳を傷つけ、就労等の遂行を困難にすること。性的な要求や身体への不必要な接触等の直接的なものと、「ふしだら」といった噂を流したり、周囲で性的な会話を行う、職場にヌードポスターを貼るなどの不愉快に感じる環境的なものがある。雇用の場だけでなく、あらゆる就業の場、教育の場、地域社会等でのセクハラも問題になっており、また常に女性に対するものとは限らない。

○地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう支援を行うため、介護保険法に基づき設置された機関。保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が配置されている。

○DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力。身体的な暴力だけでなく、暴言等による精神的な暴力、相手の社会関係を妨害する社会的な暴力、生活費を奪ったり渡さなかったりするなどの経済的暴力、性行為の強要等の性暴力等が含まれる。

○パートナーシップ制度

現在の日本の婚姻制度では、公的に配偶者として承認されない性的マイノリティを含む関係について、日常生活において継続的に協力し合うパートナーであることを宣誓したことを自治体が証明する制度。

○ハンセン病

らい菌による慢性の感染症で末梢神経や皮膚が侵される病気。かつては「らい病」と呼ばれ、誤った知識や偏見に基づいた差別によって、患者、回復者やその家族を苦しめてきた。もともとハンセン病の感染力や発病力は非常に弱く、今では多剤併用療法が広く行われ、早期発見と適切な治療によって、後遺症を残すことなく治る。

○ハイトクライム

憎悪犯罪と訳される、個人を対象とした理由ではなく、人種、宗教、文化、国籍、ジェンダー等の特定の属性を有することを対象とした偏見や憎悪によって引き起こされた犯罪のこと。

○ハイトスピーチ

特定の国の出身者であること、またはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。

○ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。通常の家庭内での手伝いの域を超えて、本来は大人が担うものとされている家事や家族の世話を日常的に行い、成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を奪われたり、身体的・精神的負荷がかかったりすることで、支援を必要としている状態にあることを言う。

○優生思想

病気や障害を有する人を「劣った者」ととらえ、子孫を残すべきではないとする考え方。この考えに基づいて昭和23（1948）年に制定された旧優生保護法では、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として、障害のある人等に対して、本人の同意なく優生手術及び人工妊娠中絶を実施し、後に重大な人権侵害として批判された。



HARIMA TOWN